

令和 5 年度
自 己 点 検 評 価 書

令和 5 (2023) 年 6 月
東京福祉大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	8
基準 1. 使命・目的等	8
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	34
基準 4. 教員・職員	53
基準 5. 経営・管理と財務	63
基準 6. 内部質保証	73
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	76
基準 A. 就職・キャリア支援の充実	76
基準 B. 国際交流・留学生支援の充実	80
V. 特記事項	85

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・基本理念

平成 12(2000)年 4 月、東京福祉大学（以下、「本学」という。）は、21 世紀の少子高齢社会の問題を発見し解決できる、思考力・想像力のある優秀な人材を育てることを目的として、それまでの日本には存在しなかったまったく新しいタイプの大学として開学した。

本学は、建学の精神を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定め、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えるとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進することを基本理念としている。

校章には「大海を行く御朱印船」がデザインされている。創立者の祖先である茶屋四郎次郎は約 400 年前の江戸時代初期のまだ海外への渡航が命懸けであった時代に「御朱印船」で荒波を乗り越え、未知の世界に飛び込み祖国の発展に尽くした冒険者であった。この冒険者たる茶屋四郎次郎の国際的な広い視野、人のために尽くそうとする心を現代に引き継ぎ、柔軟で合理的な思考、国際的な広い視野、未知の問題に取り組む思考力・創造力とチャレンジ精神、人のために尽くそうとする心、こうした精神をもった人材を育成したいといった願いが東京福祉大学の校章である「大海を行く御朱印船」には込められている。

2. 使命・目的

東京福祉大学の使命は「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」とし、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い社会に貢献することのできる人材育成を使命としている。

3. 東京福祉大学の個性・特色

東京福祉大学は、祖国の発展のために御朱印船で荒海を乗り越えた茶屋四郎次郎のように、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献する人材の育成を目指して、平成 12(2000)年 4 月に開学した。開学にあたり、国内の諸制度・施策を踏まえつつ、広く世界に門戸を開くため、国際レベルの力量を有する教員 15 名（アメリカから 8 人、大韓民国から 7 人、全教員の 45%相当）を海外の大学から招聘するとともに、次の教学運営方針を取り入れ教育理念の実現のために踏み出した。

①担当教員による科目シラバス作成の義務化

- ②学生からの授業に対するフィードバックのための毎学期末の授業評価制度の実施
- ③教員の年次勤務評価制度の導入
- ④FD (Faculty Development) 制度の施行
- ⑤教員の任期制と7年後のテニヤ（終身雇用保証）審査・取得制度の導入など

この教学運営方針の中でも、④のFD(Faculty Development)制度の施行は、平成12(2000)年の開学当時、日本の大学には見られない斬新なものであった。アメリカの制度を取り入れた⑤の教員の任期制とテニヤ取得制度は今でも日本の大学においては稀有な制度である。

開学以降、本学は独自性・先駆性の高い取り組みを次々と取り入れ、工夫・改善を柔軟かつ果敢に実行してきた。こうした取り組みは、開学より24年目を迎えた今日も「本学の個性・特色」として維持されており「建学の精神」の一貫性を支えている。さらに次の11項目は、開学時に教育理念の実現のために具体化され、現在も継続している「本学の個性・特色」である。

- ①GPA 制度(Grade Point Average)の導入
- ②アカデミックアドバイザー制度の実施
- ③オフィスアワーの設定
- ④単位認定要件として、4分の3以上の授業出席の義務化
- ⑤双方向対話型授業とグループ討論の重視
- ⑥通信教育における双方向対話型授業の実践
- ⑦地域でのボランティア活動や公開講座の実施
- ⑧現場実習と地域連携の強化
- ⑨国家試験対策及び就職率の指標化
- ⑩アイデンティティとしての「就職に強い大学」
- ⑪留学生の受入れと国際交流の推進

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

平成 12(2000)年	群馬県伊勢崎市山王町に東京福祉大学 開学 社会福祉学部社会福祉学科※ 開設 (社会福祉専攻・国際福祉心理専攻に通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科に社会福祉専攻・精神保健福祉専攻・国際福祉心理専攻を設置。
平成 15(2003)年	東京福祉大学大学院 開設 社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期 開設 (通信教育課程併設) 同 社会福祉学専攻博士課程後期 開設 同 臨床心理学専攻修士課程開設 (通信教育課程併設)
平成 16(2004)年	社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻 設置 通学課程 1 期生卒業
平成 17(2005)年	社会福祉学部保育児童学科※ 開設 (通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科保育児童福祉専攻より移行。 社会福祉学部社会福祉学科社会福祉専攻介護福祉コース 設置 国際福祉心理専攻を福祉心理専攻に名称変更 社会福祉学研究科臨床心理学専攻修士課程通学課程※が財団法人日本臨床心理士資格認定協会の臨床心理士養成大学院第一種指定校に認定。※通信教育課程は平成 19(2007)年に認定。 東京福祉大学学習センター (東京・名古屋) 開設
平成 18(2006)年	(東京福祉大学短期大学部 開学) ※通信教育課程は平成 19(2007)年開設
平成 19(2007)年	教育学部教育学科 開設 (通信教育課程併設) 社会福祉学研究科児童学専攻修士課程 開設 (通信教育課程併設) 社会福祉学研究科臨床心理学専攻博士課程後期 開設
平成 20(2008)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程※前期 開設 (通信教育課程併設) 同 同 博士課程※後期 開設 ※社会福祉学研究科臨床心理学専攻より独立。
平成 20(2008)年 4 月	池袋キャンパス・名古屋キャンパス 開設※ ※各キャンパスで昼間部通学課程の新入生の受入れを開始。

東京福祉大学

平成 21(2009)年 4 月	心理学部心理学科※ 開設 (通信教育課程併設) ※社会福祉学部社会福祉学科福祉心理専攻より移行。
平成 23(2011)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻修士課程 開設 国際交流センター 開設
平成 25(2013)年 4 月	教育学研究科臨床教育学専攻を教育学専攻に名称変更 大学院社会福祉学研究科通信教育課程で認定社会福祉士研修プログラムスタート (※認定社会福祉士認証・認定機構が制定した「認定社会福祉士」の取得に定める科目の一部を大学院社会福祉学研究科通信教育課程で取得可能。)
平成 26(2014)年 4 月	王子キャンパス 開設 池袋キャンパスから心理学部を移転
平成 27(2015)年 4 月	情報システム運用センター 開設
平成 28(2016)年 4 月	(短期大学部 3 年制課程に加え、2 年制課程 開設)
平成 29(2017)年 4 月	教育学部教育学科 組織改編 (通信教育課程併設) 教育学部教育学科及び教育学部教育学科日本語教育コースを教育学部教育学科学校教育専攻と教育学部教育学科国際教育専攻に変更。国際教育専攻には、国際教育コースと日本語教育コースを設置。
平成 30(2018)年 4 月	社会福祉学部保育児童学科を保育児童学部保育児童学科に変更
平成 31(2019)年 4 月	社会福祉学部社会福祉学科に心理福祉専攻を開設
令和 2(2020)年 4 月	心理学研究科臨床心理学専攻博士課程前期を改組し、臨床心理コース (通学・通信)、公認心理師コース (通学・通信) を設置。

東京福祉大学

2. 本学の現況

(1) 大学名 東京福祉大学

(2) 所在地

伊勢崎キャンパス：群馬県伊勢崎市山王町2020番1

池袋キャンパス：東京都豊島区東池袋4丁目23番1号

王子キャンパス：東京都北区堀船2丁目1番11号

名古屋キャンパス：愛知県名古屋市中区丸の内2丁目16番29号

(3) 学部構成

	学部・研究科	学科・専攻
学部	社会福祉学部	社会福祉学科 ・社会福祉専攻 社会福祉コース（通学・通信） ・社会福祉専攻 介護福祉コース（通学） ・精神保健福祉専攻（通学） ・心理福祉専攻（通学） ・経営福祉専攻（通学・通信）
	保育児童学部	保育児童学科（通学・通信）
	教育学部	教育学科（通学・通信） ・学校教育専攻 ・国際教育専攻 国際教育コース ・国際教育専攻 日本語教育コース
	心理学部	心理学科（通学・通信）
大学院研究科	社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 ・博士課程前期（通学・通信） ・博士課程後期（通学） 児童学専攻 ・修士課程（通学・通信）
	教育学研究科	教育学専攻 ・修士課程（通学・通信）
	心理学研究科	臨床心理学専攻 ・博士課程前期（通学・通信） ・博士課程後期（通学）

東京福祉大学

(4) 学生数、教員数、職員数 (令和5年5月1日現在)

①学生数

[学部・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	410	1,670	242	238	435	549	1,464	87.7%
保育児童学部	150	660	71	61	79	90	301	45.6%
教育学部	280	1,180	118	135	233	230	716	60.7%
心理学部	230	950	213	230	243	262	948	99.8%
合計	1,070	4,460	644	664	990	1,131	3,429	76.9%

[学部・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数。収容定員には編入学生を含む。

学 部	入学定員	収容定員	1年次	2年次	3年次	4年次	在籍学生数	充足率
社会福祉学部	520	2,705	82	108	120	219	529	19.6%
保育児童学部	100	880	32	27	37	47	143	16.3%
教育学部	300	1,880	17	10	35	61	123	6.5%
心理学部	300	1,925	154	104	221	345	824	42.8%
合計	1,220	7,390	285	249	413	672	1,619	21.9%

[大学院研究科・通学課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻 (博士前期)	70	140	168	120.0%
	社会福祉学専攻 (博士後期)	3	9	22	244.4%
	児童学専攻 (修士)	10	20	4	20.0%
社会福祉学研究科 計		83	169	194	114.8%
教育学研究科	教育学専攻 (修士)	30	60	55	91.7%
教育学研究科 計		30	60	55	91.7%
心理学研究科	臨床心理学専攻 (博士前期)	30	60	36	60.0%
	臨床心理学専攻 (博士後期)	3	9	2	22.2%
心理学研究科 計		33	69	38	55.1%
合計		146	298	287	96.3%

東京福祉大学

[大学院研究科・通信教育課程] ※充足率は収容定員に対する在籍学生数

大学院研究科・専攻		入学定員	収容定員	在籍学生数	充足率
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻（博士前期）	60	120	12	10.0%
	児童学専攻（修士）	10	20	13	65.0%
社会福祉学研究科 計		70	140	25	17.9%
心理学研究科	臨床心理学専攻（博士前期）	30	60	30	50.0%
心理学研究科 計		30	60	30	50.0%
合計		100	200	55	27.5%

②教員数

[学部・通学課程]

学部・学科	専任教員数					計	助手
	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教		
	2					2	
社会福祉学部		17	11	20	2	50	0
保育児童学部		7	8	12	1	28	0
教育学部		17	10	13	3	43	0
心理学部		7	7	8	2	24	0
合計	2	47	35	52	8	147	0

※大学院の教員は全員が学部の兼担である。

③職員数 ※非常勤職員等は、嘱託職員、派遣職員、パート・アルバイト職員など

専任職員	非常勤職員等	計
197	46	243

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1の自己判定

「基準項目1-1を満たしている。」

(2) 1-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

東京福祉大学（以下、「本学」という。）は「建学の精神」を「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」と定め、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の問題に果敢にチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題発見・解決のための知識と技術を備え、理論的・科学的能力と実践的能力を統合して社会に貢献することができる人材を育成する。さらに、福祉・心理・教育・保育などの領域における発展に貢献する研究を行い、社会に開かれた大学として、生涯学習社会における学習ニーズに応えとともに、地域社会の人々に対して、地域連携を通じた社会貢献事業を推進していくことを建学の精神としている。

また、「大学の使命」を「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」と定め、高校時代に勉強が苦手だった学生でも、全ての学生が双方向対話型の授業を基本とする本学の教育方法を通して学力を伸ばし、国家試験や公務員試験、教員採用試験、臨床心理士試験などの各種試験に合格できるような、優秀な人間に生まれ変わらせる真の教育を実践し、卒業後の明るい未来を保障することを通して教育力の高い大学として社会に貢献することを使命としている。

これらの「建学の精神」「大学の使命」を受け、学部・大学院研究科の「教育目的」は、それぞれの教育課程を履修することによって得られる資格や就職できる分野など、学生の将来像を示している。以上のことから使命・目的及び教育目的の設定は具体的かつ明確であると判断する。【資料1-1-1】～【資料1-1-4】

「教育目的」

■社会福祉学部 社会福祉学科

現代社会のなかで絶え間なく変化する福祉ニーズに対応でき、実践力が備わった即戦力の社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士等の福祉人材並びに社会福祉関連施設等の管理・運営者を養成する。

■教育学部 教育学科

入学後に3つの専攻・コースから希望に合わせてそれぞれのカリキュラムを学ぶ。学校教育専攻では、本学の学生参加型・対話型の授業を通して、その教育方法を身に付け、卒業後、教育現場で「アクティブ・ラーニング」が実践できる教員を養成する。また、国際教育専攻ではグローバル化する社会の中で、グローバルな教育現場に対応できる国際理解力やグローバルレベルでの健康問題に対処できる国際的知見と視野を備えたグローバルな教育人材を養成する。

■心理学部 心理学科

現代社会が抱えるさまざまな問題に心理学の観点からアプローチでき、心理の職域のみならず近接領域である福祉・教育分野並びに一般企業でも即戦力として実践的な能力を発揮できる人材を養成する。

■保育児童学部 保育児童学科

子どもを取り巻く現代社会の問題を正しく理解し、的確かつ柔軟な実践力を備えた、多様な保育ニーズに対応できる、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等、子育て支援・幼児教育の専門家を養成する。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期（修士課程）

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える人材の養成を目指す。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程後期（博士課程）

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる専門家の養成を目指す。

■社会福祉学研究科 児童学専攻 修士課程

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者や研究者の養成を目指す。

■教育学研究科 教育学専攻 修士課程

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる人材の養成を目指す。

■心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期（修士課程）

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる質の高い人材の養成を目指す。

■心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程後期（博士課程）

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学に関わる高度職業人、カウンセラーの指導者並びに研究者の養成を目指す。

1-1-② 簡潔な文章化

東京福祉大学の「建学の精神」は「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」であり、「大学の使命」は「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にするのが教育」である。「建学の精神」「大学の使命」「教育目的」は、本学の学則や履修要項、シラバスのほか、大学ホームページや大学案内(Guide Book 2024)等にも、本学に入学したら挑むべき課題（国家試験・公務員試験等への合格）や卒業後の将来像（人や社会に貢献する職業）を具体的に示し、国家資格試験・公務員採用試験・教員採用試験等の合格者数、高い就職率など指標を踏まえ、本学に入学を希望する学生や保護者、一般の方にも、わかりやすく適切に伝えられている。

また、開学時より「建学の精神」を簡潔かつストレートに表現したキーワードである「理論と実践の統合(Academic&Practical)」を、大学ホームページや大学案内等の広報媒体に継続的に用いている。学部・大学院研究科の教育目的や人材養成等に係る目的も難しい言葉を使わず、それぞれの教育課程が養成すべき人材・専門家を簡潔かつ明確に示している。

こうしたことから使命・目的及び教育目的は学生や保護者、一般の方にも伝わり易く簡潔なものであると判断する。さらに、「建学の精神」を象徴する「理論と実践の統合

(Academic&Practical)」というキーワードは、簡潔かつストレートに教育理念を表現していると判断する。【資料1-1-1】～【資料1-1-4】

1-1-③ 個性・特色の明示

本学の個性・特色は、前述の「Ⅰ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」に示したとおりであり、大学ホームページや大学案内(Guide Book 2024)の広報媒体や履修要項、シラバス等にも掲載されている。

中でも近年では特に「国際的な視野」を養うための取り組みや「社会に貢献する人材」の育成を重視している。「国際的な視野」を養うための取り組みに関する内容の一つとして開学時から継続している「アメリカ夏期短期研修」は、新型コロナウイルス感染症の流行下（以下、「コロナ禍」という。）では一時中断していたが、3年ぶりに令和4(2022)年度より再開している。「留学生の受入れと国際交流」についても、さまざまな国からの外国人留学生が充実した大学生活を送れるよう、「国際交流センター」「留学生教育センター」「留学生支援室」を設置し、外国人留学生を学修と生活の両面からサポートしている。このほか、外国人留学生と日本人学生との交流の場であるコミュニケーションアワーを設け、学生たちが異文化に触れ、国際的なコミュニケーション能力や国際的な感覚を磨く場

として機能している。社会に貢献する人材育成のための取り組みについては、各キャンパスの所在する群馬県伊勢崎市、東京都豊島区・北区、愛知県名古屋市等における地元地域に向けたイベントの開催や地域で実施されるイベントなどへの参加、教員サポートボランティア等を行うなど積極的な取り組みを行っており、大学ホームページや学内広報誌

「Voyage～大海へ～」でも紹介されている。また、大学の教育研究成果を地域に還元し、貢献する責務として地域と連携した市民向けの「公開講座」も企画・開催しており、社会貢献活動の一環として大学ホームページや学内広報誌「Voyage～大海へ～」等で紹介している。伊勢崎キャンパスでは群馬県伊勢崎市の教育委員会と共同開催している公開講座もあり、伊勢崎市の広報誌でも紹介されている。名古屋キャンパスは愛知県名古屋市の教育委員会と公開講座「キャンパス講座」を共同開催しており、令和4(2022)年度には「オンラインで学ぶ変化の時代との付き合い方」と題した講義やワークショップも開催している。本学で実施する公開講座を地域の方々に周知する手段として、ポスター、案内状等を作成して地元の専門施設・学校に配布しているほか、地元自治体や教育委員会等のホームページにも掲載されている。本学の個性・特色はこうした形でも示されている。

このように本学の個性・特色は、大学ホームページや大学案内(Guide Book 2024)、履修要項やシラバス等に詳細に明示されている。近年特に重視している「国際的な視野」を養うための取り組みや「社会に貢献する人材」の育成についても、大学ホームページや大学案内(Guide Book 2024)等に掲載されており、大学の個性・特色の明示は適切であると判断する。【資料1-1-4】～【資料1-1-12】

1-1-④ 変化への対応

本学では、令和元(2019)年に本学の第2期目となる「学校法人茶屋四郎次郎記念学園中長期計画（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）」（以下、「中長期計画」という。）を策定し、第1期目の結果・検証を踏まえて変化に対応する取り組みを強化している。「中長期計画」には、本学を取り巻く環境や社会の変化（新型コロナウイルスの感染拡大、長引く不況による家計への影響、少子化に伴う大学経営の困難、高齢化に伴う福祉政策の転換、留学生・障害のある学生の支援等）を踏まえて、「教育目的」の実現のための重点目標として「社会ニーズを踏まえて人材の養成・供給を図る」「組織運営をさらに迅速に機動的に行えるよう見直し、ガバナンスの強化を図る」「各キャンパスを整備し、効率のいい使用を検討する」「ローカリズムとグローバリズムの政策的調和を図る」等の方針を示し、具体的な取り組みを行っている。

こうした本学を取り巻く環境や社会の変化を踏まえ、使命・目的及び教育目的の設定について都度確認し、必要に応じた見直しを行っている。こうした変化に対して、理事長と学長がリーダーシップをとり、副学長、学部長、事務局長がサポートする形で適切な対応が行われている。【資料1-1-2】【資料1-1-3】【資料1-1-4】【資料1-1-13】【資料1-1-14】

【資料1-1-15】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-1-1】「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的）

【資料1-1-2】「東京福祉大学 学則」

- 【資料1-1-3】「東京福祉大学大学院 学則」
- 【資料1-1-4】「大学案内(GUIDE BOOK 2024)」
- 【資料1-1-5】「履修要項(2022)」(大学)
- 【資料1-1-6】「大学院要覧」(2022)
- 【資料1-1-7】「アメリカ夏期短期研修(2022年度)」リーフレット
- 【資料1-1-8】「大学ホームページ」(就職・キャリア支援 社会貢献・特別講座)
- 【資料1-1-9】「学内広報誌「Voyage～大海へ～(2022.8月号)」
- 【資料1-1-10】「東京福祉大学全学総務教務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」
- 【資料1-1-11】「東京福祉大学 公開講座規程」
- 【資料1-1-12】「公開講座ポスター(伊勢崎、名古屋)」
- 【資料1-1-13】「GUIDE BOOK 2024(大学院案内)」
- 【資料1-1-14】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」
- 【資料1-1-15】「安心・安定の将来をつかんだ合格者」

(3) 1-1の改善・向上方策(将来計画)

使命・目的及び教育目的や教育方針については、今後も本学を取り巻く環境や社会の変化を踏まえ、これまでと同様に学内外の組織において十分な連携を図りながら柔軟な対応を図り、適切に維持または見直しを行っていく。

1-2 使命・目的及び教育目的の反映

《1-2の視点》

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画の反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成と整合性

(1) 1-2の自己判定

「基準項目1-2を満たしている。」

(2) 1-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の「建学の精神」「大学の使命」は、大学ホームページや大学案内(Guide Book 2024)等を通して学内外に広く周知されている。各学部・学科・大学院研究科の「教育目的」に変更があった場合は、「学部教授会・研究科委員会」「教育研究評議会」「理事会」の審議・決定を経て、「学部教授会・研究科委員会」等を通して全教職員に周知されている。さらに「全体ミーティング」や「教職員研修会」「FD研修会」等において教職員への説明も行われている。こうしたことから、役員、教職員の理解と支持は得られているものと判断する。【資料1-2-1】【資料1-2-2】

1-2-② 学内外への周知

本学ではこれまで「建学の精神」「大学の使命」に基づく「教育目的」を学則に明記しており、大学ホームページ、大学案内(Guide Book 2024)等を通して学内外に発信している。法令改正や社会的ニーズの変化等を踏まえ、「教育目的」を見直し変更する必要性が生じた場合は、学部教授会・研究科委員会、教育研究評議会の協議を経て、評議員会・理事会で審議・決定を行い、大学ホームページや大学案内(Guide Book 2024)、履修要項に掲載し、学内外への周知を行っている。学内においては教職員研修会、FD研修会を利用して、教育目的と教育方針の周知が行われている。こうしたことから学内外へ適切に周知がなされていると判断する。【資料1-2-1】【資料1-2-2】【資料1-2-3】【資料1-2-4】

1-2-③ 中長期的な計画の反映

本学では、令和元(2019)年に本学第2期目となる「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）」を策定している。その中長期計画の「第1章 長期ビジョン」に「第1節 建学の精神」及び「第2節 大学の使命」に、「全学的な人材育成」、「キャリア教育・キャリア開発支援」、「教員の教育力の強化」、「学生サポート体制の確立」、「実習指導の充実」、「留学生の学修・生活の支援」、「地域貢献」等、建学の精神・大学の使命を実現させるための具体的な取り組みを明記している。

本学ではこのように中長期計画等の策定において使命・目的及び教育目的を反映させ、達成に向けての強化策を講じることができており、中長期的な計画の反映は適切になされていると判断する。【資料1-2-5】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、各学部・学科・研究科の「教育目的」「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定め、学則、大学ホームページ、履修要項等を通して学内外に公表している。「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」、「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」には、本学が育成しようとする人材の具体的な能力（国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル）を反映している。「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」には双方向対話型授業を中心とするアクティブ・ラーニングをとおして「思考力」「創造力」「問題発見・解決能力」を身につけるといふ本学の教育方法・教育理念が表現されている。このように三つのポリシーは、「大学の使命」及び各学部・学科・研究科の「教育目的」に基づいており、反映されていると判断する。【資料1-2-1】【資料1-2-2】【資料1-2-5】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学の教育研究組織は、「東京福祉大学 教学組織図」に示したとおりである。全学の教職員が「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」に示した各委員会・専門部会の構成員となり使命・目的及び教育目的の実現のために取り組んでいる。

教養教育の授業科目の編成・実施に関する事項については「教養教育専門部会」、公務員試験・教員採用試験等の就職試験や社会福祉士・精神保健福祉士国家試験、公認心理師国家試験（臨床心理士試験）等の資格試験等のほか全学のキャリア教育に関する事項につ

いては「キャリア教育専門部会」、カリキュラムの編成全般に関する事項については「カリキュラム編成専門部会」が協議し、方針を示している。教育内容及び授業方法の改善に関する必要事項については「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」（以下、「FD専門部会」という。）が協議・方針を示し、授業の質の維持と向上を目的とした具体的な取り組みを行っている。また、学生の安心・安全な生活を支えるために「全学学生支援委員会」「ハラスメント防止・対策専門部会」、ボランティア活動や実習活動を支えるために「地域連携推進専門部会」「福祉実習専門部会」「教育実習専門部会」を設置している。公務員試験や教員採用試験、国家試験等の合格支援、就職支援においては「就職支援室」

「福祉専門職支援室」「教職課程支援室」「留学生支援室」等がその役割を担い、事務組織と教学組織が一体となって支援を行っている。各活動の推進・調整にあたっては、学長を委員長とする「全学教務委員会」及び副学長を委員長とする「全学総務委員会」がその統括を行っている。

このように、使命・目的及び教育目的の実現に向けては、理事長や学長、副学長のリーダーシップの下、緊密な連携の下にその任が遂行されるよう構成されており、整合性があると判断する。【資料1-2-6】～【資料1-2-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料1-2-1】「大学ホームページ」（建学の精神・使命・教育の目的）

【資料1-2-2】「大学案内(GUIDE BOOK 2024)」

【資料1-2-3】「東京福祉大学 学則」

【資料1-2-4】「東京福祉大学大学院 学則」

【資料1-2-5】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

【資料1-2-6】「東京福祉大学 教学組織図」

【資料1-2-7】「東京福祉大学 教学の運営に係る組織図」

【資料1-2-8】「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」

【資料1-2-9】「東京福祉大学 全学総務委員会規程」

【資料1-2-10】「東京福祉大学 全学教務委員会規程」

【資料1-2-11】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」

【資料1-2-12】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」

【資料1-2-13】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」

【資料1-2-14】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」

【資料1-2-15】「東京福祉大学 全学学生支援委員会規程」

【資料1-2-16】「東京福祉大学 全学総務委員会に置くハラスメント防止・対策専門部会規程」

【資料1-2-17】「東京福祉大学 全学総務委員会に置く地域連携推進専門部会規程」

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

使命・目的及び教育目的は、これまで述べてきたように組織内外の理解や支持、構成や整合性、周知、計画、ポリシーなどさまざまな指標にも反映されているが、今後も教職員

研修会、FD研修会等によって教職員全体で意識の統一や教育内容の改善を図り、変化に応じた適切な見直しを行っていく。

〔基準1の自己評価〕

本学の「使命・目的」「教育目的」の意味・内容は具体的かつ明確であり、簡潔で分かり易く表現されている。また、本学の個性・特色についても簡潔かつ適切に明示されており、本学を取り巻く環境や社会の変化にも柔軟かつ適切に対応できている。

特に建学の精神、本学の個性・特色である「問題発見解決能力を持った人材育成」や公務員試験や教員採用試験、国家試験等の合格を含めた学生へのキャリア教育・支援、実習教育、学生支援、留学生教育・支援等については、役員、教職員の理解と支持を得て、具体的な取り組みに活かされ、適切に実施されていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミSSION・ポリシーの策定と周知

東京福祉大学（以下、「本学」という。）の建学の精神である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」に則り、「入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）」を定めている。このアドミSSION・ポリシーは「全学教務委員会」が中心となり、その内容について検討を行い、全学の承認を受け、次のように定められている。

■大学

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力・行動力が備わった、社会福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的としている。

そのために、実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付けることや本学の各学部・学科で養成する各分野の専門家に必要な専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせることを重視している。

本学の入学者選抜では、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、総合型選抜をはじめ多様な選抜方法を用意し、学習意欲・熱意、人間相手の仕事への適性を持つ方にぜひ入学の機会を提供したいと考え、以下のように本学の入学者受入れ方針を定めている。

1. 本学の教育理念、教育目標・内容・方法等を理解した上で入学を希望する者
2. 将来、社会福祉関係、保育関係、学校教育関係、心理学を生かした職業を目指し、チャレンジ精神や意欲がある者
3. 自分や他の人を大切に、「やさしさ」「思いやり」「人間性」にあふれる熱意のある者
4. 東京福祉大学の実践的・効果的な教育を継続して学び、能力を伸ばしていこうという意欲のある者

■大学院

東京福祉大学大学院では、学生に対し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得をめざし、卒業までに確実に学生の学問的能力を高められるよう、「講義」「演習」などを通して、双方向対話型の

教育を実践するとともに倫理規定に沿った「調査」を行っている。また、学生個人の学習に対する強い意欲や将来の目標への熱意、学問領域への関心があり、国際社会を生きる各分野のリーダーとして高潔な人格形成を目指している。

本大学院の入学者選抜試験では、こうした国際感覚や研究意欲があり、学び続けることができる能力を持った学生を選抜することに主眼を置いている。「読む力」「論理的思考力」「書く力」など、学問・研究に必要な基礎的な能力について、受験時の実力だけでなく入学後の能力の伸長の可能性をも見出すことを目的とし、選抜試験を実施する。

本大学院では、次にあげるような学問・研究に必要な基礎的な能力と人間性がある人材を求めている。

1. 東京福祉大学院の実践的・効果的な教育を継続して学び、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力の獲得を目指そうとする意欲がある者
2. 各分野の学問的・実践的リーダー的な人材になりたいという強い熱意がある者
3. 教養を生かし、他人を大切にする「やさしさ」、「思いやり」及び「人間性」がある者

アドミッション・ポリシーは、大学ホームページ、募集要項等を通じて学内外に周知を行っており、受験希望者対象のオープンキャンパスにおいても周知を行っている。

【資料2-1-1】～【資料2-1-5】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れの実施とその検証

アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜については、「入試管理委員会」において文部科学省通知「大学入学者選抜実施要領」に則り実施要領およびその細目を定め、これに基づいて入試管理委員会を中心とする入学試験実施本部が入学者選抜の実施・運営を行っている。入学者選抜の実施を担当する教職員に対しては事前に入念な説明を行い、公正かつ厳格な実施体制のもとに入学者選抜を行っている。

入試問題については、作問委員会が相互点検・校正等を経て作成を行っている。

本学の入学者選抜は、総合型選抜、学校推薦型選抜、Special奨学生選抜、一般選抜、特別選抜、編入学の方式で実施している。いずれの選抜方式においてもアドミッション・ポリシーに沿って、単に知識の有無を問うのではなく、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的可能性を評価できるような方法をとっている。各選抜方式の特徴は次のとおりである。

■総合型選抜

総合型選抜は課題発表型、活動発表型、目標発表型の3方式で実施している。いずれも本学のアドミッション・ポリシーに適合し、本学で能力を伸ばす意欲のある者を求めており、それぞれ出願時にレポートを課すとともに面接を実施して志願者を選抜している。

■学校推薦型選抜

学校推薦型選抜は公募型と指定校型があり、いずれも出願要件にアドミッション・ポリシーに適合することを明記している。

■一般選抜、Special奨学生選抜

一般選抜では、本学独自の学科試験のほか、大学入学共通テストを利用した選抜も行われている。

Special奨学生選抜は、一般選抜と同様、本学独自の学科試験を課し、合格者のうち成績上位最大5人を奨学生として採用するとともに、一般選抜免除合格の判定も行う。一般選抜、Special奨学生選抜ともに、本学独自の試験問題作成にあたってアドミッション・ポリシーに基づく作問方針に留意し、問題が作成されている。

■特別選抜

特別選抜は、現役高校生も対象に含む未来志向型のほか、社会人、帰国生徒、外国人留学生を対象とする選抜を行っている。いずれも本学のアドミッション・ポリシーに適合する者が共通の出願資格となっており、面接において審査している。

■編入学

他の大学・短期大学・専門学校卒業者等を対象とした編入学試験も実施しており、ここでも面接において、本学のアドミッション・ポリシーに適合する人物であるか審査を行っている。

■大学院

面接において、アドミッション・ポリシーに適合する人物であるかに加え、各専攻・課程における人材養成等に係る目的に見合う人物であるかを審査している。

【資料2-1-6】 【資料2-1-7】 【資料2-1-8】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

近年の入学定員に対する入学者の割合（定員充足率）については、社会福祉学部は令和元(2019)年度の110.3%から留学生の受入れ拡大により令和2(2020)年度には155.6%と増加している。こうした留学生のニーズに応えるため令和4(2022)年度に入学定員を360人から410人へ増やしたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により留学生の来日が困難または不可能になった影響を受け、令和4(2022)年度には58.3%、令和5(2023)年度も59.0%と大幅に低下している。保育児童学部は令和元(2019)年度の80.9%から令和3(2021)年度の30.4%へと低下傾向が続いたため、令和4(2022)年度に入学定員を80人減らしたが、志願者の減少傾向が続き、令和5(2023)年度には入学定員充足率が5割を切っている。教育学部も入学者数の減少傾向に歯止めがかからず、令和5(2023)年度には入学定員充足率が4割近くにまで低下している。一方で心理学部は令和元(2019)年度から令和4(2022)年度まで入学定員充足率が100%を上回り、令和4(2022)年度に入学定員を30人増やしたものの概ね入学定員を充足している。

大学全体として志願者数の減少が続いていることを受け、アドミッション・ポリシーに沿った人材を広く募集できるよう令和5(2023)年度に総合型選抜（目標発表型）においてエントリー制度を創設している。このエントリー制度は、他大学との併願が可能であり、エ

ントリー登録日に事前面談を行って将来の明確な目標とそのための努力、大学入学後の勉強への意欲をアピールできた志願者には面接を免除し、目標レポートを含む書類選考のみで合否を決定する制度となっている。

また、保育児童学部と教育学部の著しい志願者減を受け、教育学部教育学科学校教育専攻にICT（情報通信技術）コースを設置。小学校で必要とされるICT教育の専門家を養成するもので、教育現場のニーズへの対応を図ったものである。保育児童学部保育児童学科には「芸術福祉コース」を設置し、保育・福祉と合わせて芸術系科目（音楽・造形など）を学び、コミュニケーションを重視した芸術表現や、福祉現場での芸術表現が活かせる人材の養成を目的とし、音楽・美術志向の強い受験者への訴求を図っている。

表2-1-1 各学部の過去5年の入学定員・入学者数・入学定員充足率

学部		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
社会福祉学部	入学定員（人）	360	360	360	410	410
	志願者数（人）	1,335	1,253	796	397	353
	入学者数（人）	397	560	475	239	242
	入学定員充足率	110.3%	155.6%	131.9%	58.3%	59.0%
保育児童学部	入学定員（人）	230	230	230	150	150
	志願者数（人）	373	198	121	120	103
	入学者数（人）	186	84	70	67	71
	入学定員充足率	80.9%	36.5%	30.4%	44.7%	47.3%
教育学部	入学定員（人）	280	280	280	280	280
	志願者数（人）	828	571	482	335	268
	入学者数（人）	287	228	231	139	118
	入学定員充足率	102.5%	81.4%	82.5%	49.6%	42.1%
心理学部	入学定員（人）	200	200	200	230	230
	志願者数（人）	1,019	622	546	511	415
	入学者数（人）	221	248	256	237	213
	入学定員充足率	110.5%	124.0%	128.0%	103.0%	92.6%

社会福祉学研究科社会福祉学専攻博士課程前期及び教育学研究科教育学専攻修士課程は留学生のニーズが高く、入学定員超過の状態が続いていたため、令和5(2023)年度にそれぞれ入学定員を増やしている。【資料2-1-9】～【資料2-1-13】

表2-1-2 各大学院研究科の過去5年の入学定員と入学者数および入学定員充足率

研究科・専攻		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 博士課程前期	入学定員（人）	10	10	10	10	70
	志願者数（人）	52	51	70	62	103
	入学者数（人）	17	36	56	56	84
	入学定員充足率	170.0%	360.0%	560.0%	560.0%	120.0%

東京福祉大学

社会福祉学研究科	入学定員（人）	3	3	3	3	3
社会福祉学専攻	志願者数（人）	6	4	0	5	12
博士課程後期	入学者数（人）	6	4	0	5	9
	入学定員充足率	200.0%	133.3%	0.0%	166.7%	300.0%
社会福祉学研究科	入学定員（人）	10	10	10	10	10
児童学専攻	志願者数（人）	6	7	4	3	6
修士課程	入学者数（人）	3	1	3	1	2
	入学定員充足率	30.0%	10.0%	30.0%	10.0%	20.0%
心理学研究科	入学定員（人）	30	30	30	30	30
臨床心理学専攻	志願者数（人）	14	31	38	66	94
博士課程前期	入学者数（人）	7	10	15	14	18
	入学定員充足率	23.3%	33.3%	50.0%	46.7%	60.0%
心理学研究科	入学定員（人）	3	3	3	3	3
臨床心理学専攻	志願者数（人）	0	0	2	4	2
博士課程後期	入学者数（人）	0	0	0	2	0
	入学定員充足率	0.0%	0.0%	0.0%	66.7%	0.00%
教育学研究科	入学定員（人）	10	10	10	10	30
教育学専攻	志願者数（人）	24	21	44	28	23
修士課程	入学者数（人）	7	17	27	24	18
	入学定員充足率	70.0%	170.0%	270.0%	240.0%	60.0%

【エビデンス集・資料編】

【資料2-1-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料2-1-2】「2024年度東京福祉大学入試Information」

【資料2-1-3】「大学ホームページ」（アドミッション・ポリシー）

【資料2-1-4】「東京福祉大学 昼間部通学課程募集要項」

【資料2-1-5】「大学院 学生募集要項」

【資料2-1-6】「大学ホームページ」（入試情報）

【資料2-1-7】「大学ホームページ」（大学院入試情報）

【資料2-1-8】「東京福祉大学 入学者選抜規程」

【資料2-1-9】「過去5年間の入学定員充足率」

【資料2-1-10】「大学ホームページ」（入試情報）

【資料2-1-11】「2024年度東京福祉大学入試Information」

【資料2-1-12】「教育学部教育学科学校教育専攻ICTコース リーフレット」

【資料2-1-13】「保育児童学部保育児童学科芸術福祉コース リーフレット」

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」を明確に定め、あらゆる方法を利用して周知を図っている。本学の入学者選抜はアドミッション・ポリシーに基づ

き適切に実施されており、今後も本学ホームページ、オープンキャンパス、大学見学会、出張進路ガイダンスなどを通じてアドミッション・ポリシーの積極的な周知とその方法の検討・改善に継続的に取り組んでいく。

入学者数については、前述のとおり、特に保育児童学部、教育学部において大幅な定員未充足状況が続いており、全学的に安定して入学者を確保できるよう引き続き検証と改善の努力を続けていく。

まず、現在の高校生や保護者の進学に対する考え方、視点、希望動向等、ニーズを正確に把握した上で、それを基に本学の「入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）」がより受け止められやすくなるような取り組みを進めていく。そのために、本学独自及び外部業者による各種調査等を実施してその結果を分析し、最大限広報活動に活用していく。

また、平成 28(2016)年度より始めた本学独自の奨学金制度「Special 奨学生選抜」を引き続き実施し、経済的な事情によって進学が厳しい状況にある学生の取り込みも図っていくとともに、令和 6(2024)年度の入学者選抜からは、総合型選抜（課題発表型・活動発表型）に特待生制度を設けることを決定し、広報・周知を図っている。これは受験者のうち特に成績優秀な成績を修めた者に初年度授業料の全額、半額、または4分の1を免除するものである。入学者選抜制度の改善についてはさらに検討を進め、入学志願者の掘り起しに努めていく。

近年では高校生の進路決定に保護者の意見が大きく影響していると言われているため、引き続き保護者へのアプローチも拡大していく。

近年の高校生はなによりも SNS(Social Network System)を利用して情報収集を行うことがあたりまえになっているため、大学ホームページだけでなく SNS を利用した効果的な情報発信をさらに強化していく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学修及び授業の支援については「全学教務委員会」が中心となり、教員と職員が協働で調整を図りながら全学的に遂行している。本学では春学期・秋学期の2学期制（以下、「セメスター制度」または「セメスター」という。）を導入しており、各セメスターのはじめに行っているオリエンテーションやホームルームでの履修指導においては、アカデミックアドバイザー（クラス担任）が履修登録に関する質問に対応するなど学生への直接的な履修指導を行っており、教員と教務課職員が確認を取りながら円滑かつ適切に履修登録を進めている。

本学の教員は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいてオフィスアワーを週3時間以上設けることとなっており、オフィスア

ワーの場所、曜日及び時間帯はシラバスのほか、教員の研究室前にも相談内容とともに掲示されている。教員は自分の担当授業科目以外にも学生のキャリア開発に役立つ支援を行うことが推奨されており、研究室前にはそうした内容も掲示して学生の積極的な相談を促している。

授業編成に関しては、全ての学年をとおしてキャリア教育に関する授業科目をカリキュラムに組み込んでいる。キャリア教育に関する授業科目として、1・2年生では大学での勉学に必要な基礎教養と広範な一般知識を身につけるための講義、3年生以降は各専門分野の専門知識及び資質・能力を身につけさせるための講義を中心にカリキュラム編成を行っている。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

TA(Teaching Assistant)等の採用・活用については「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育アシスタント (TA・SA) 制度に関する規程」に基づいた運用が行われている。教育アシスタント (TA・SA) は、授業を担当する教員の指導・助言に従い、授業の事前準備、学生からの質問対応、演習・実習の教育業務等の支援を行っている。教育アシスタント (TA・SA) を活用することは学修支援の充実に有効であり、教育者を目指す学生にとっても教育アシスタント (TA・SA) として学習支援に携わることは、実践的な教育の経験や資質向上のためのよい機会ともなっている。しかし、近年は新型コロナウイルス感染症の拡大（コロナ禍）により授業形態がオンライン中心であったこともあり教育アシスタント (TA・SA) の採用は行っていない。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

教員と職員等との協働をはじめとする学修支援体制及び TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援体制とその活用については整備されているが、近年のコロナ禍においては授業形態がオンライン中心であったこともあり教育アシスタント (TA・SA) の採用は行われていなかった。今年度より全面的に対面による授業形態に戻ったため、今後は積極的に教育アシスタント (TA・SA) を採用・活用し、学修支援の更なる充実のため取り組んで行く。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

本学は、平成 12(2000)年の開学時から、学生の就職支援のために「就職支援室」を設置し、一人ひとりの学生の就職を丁寧にサポートしている。平成 14(2002)年には福祉や保育の専門職を目指す学生の資格取得のための実習が円滑に進むよう「福祉専門職支援室」を設置している。平成 22(2010)年には教職を目指す学生の、教育実習、教員採用試験の支援

を目的とした「教職課程支援室」を設置し、それぞれの支援室が、それぞれの役割をもって学生の進路・就職・実習の専門分野について組織的な取り組み支援を行っている。また、学生のへの具体的な実習・演習及び就職の支援方針や取り組み内容については、「就職支援室」「福祉専門職支援室」「教職課程支援室」の各支援室と、「全学教務委員会」の下部組織である「福祉実習専門部会」「教育実習専門部会」「教養教育専門部会」「キャリア教育専門部会」とが相互に連携して策定・実施され、その結果についても分析が行われ学生支援の充実のためにフィードバックされている。

学生が実習に行く際は事前の指導のほか、実習先への巡回（以下、「実習巡回」という。）と実習終了後の事後指導を行っている。基本的に各専門分野の専任教員が実習巡回及び実習終了後の事後指導を行い、学生の実習時の様子や状況について担当する支援室に報告書を提出している。「就職支援室」「福祉専門職支援室支援室」「教職課程支援室」及びアカデミックアドバイザー、実習巡回指導にあたる教員が横の連携を密にとり、学生一人ひとりに合わせた社会的・職業的自立のための学生支援を行っている。

学生一人ひとりが納得のいく進路を選択し、社会に貢献できるような人材に育つよう、1年次から4年次までのカリキュラムの流れの中で、科目名称は学部により異なるが「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」を中心としたキャリアガイダンスを展開している。「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」の具体的内容として、低学年次は「学習に対する基本的姿勢、公共心（良識）、表現力、自己分析能力、当該学科の専門分野の理解等を身につける」、高学年次になるに従って「職業に関しての多様な選択肢の理解をさせ、自己の冷静な分析（適性）によって職業についての認識を深める」ことができるよう科目編成に配慮している。

このほか、社会的・職業的自立のために有用な資格の取得を支援するため、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の国家試験等を受験希望する学生を対象とした受験対策講座を開講しているほか、公務員を志す学生に向けて公務員採用試験対策講座を3年次から開講するとともに、公務員インターンシップへの参加も推奨している。また、「就職支援室」「福祉専門職支援室支援室」「教職課程支援室」の各支援室がアカデミックアドバイザーと連携して行う学生との個人面談や、就職試験面接を想定した模擬面接の実施、学外施設・企業の人事採用担当者を招いての学内就職説明会やセミナーの開催等も行っている。また、留学生の社会的・職業的自立に資するため、日本語能力向上のための指導体制を整備するとともに留学生を対象としたガイダンス・セミナーも行っている。なお、新型コロナウイルス感染症の流行下（コロナ禍）にあつては、対面による支援が困難であったためオンラインを利用した面談やガイダンス等を企画・開催し、学生の進路決定の支援を行っている。

こうした本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、公務員採用試験対策、国家試験対策、学生一人ひとりに合わせた進路決定支援等の成果は、多くの公務員採用試験・国家試験合格者数や就職率に表れている。

就職関係のデータ管理について、現在は卒業時の個々の学生の住所、連絡先、実習先、就職活動や支援の状況をデータベースで管理しており、「就職支援室」「教職課程支援室」「福祉専門職支援室」で共有され、学生指導に活用されている。

このように、本学は教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されていると判断する。【資料 2-3-1】～【資料 2-3-30】

【エビデンス集・資料編】

- 【資料 2-3-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」
- 【資料 2-3-2】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」
- 【資料 2-3-3】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教育実習専門部会規程」
- 【資料 2-3-4】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」
- 【資料 2-3-5】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」
- 【資料 2-3-6】「福祉実習専門部会議事録（2022 年度 全 2 回）」
- 【資料 2-3-7】「教育実習専門部会議事録（2022 年度 全 9 回）」
- 【資料 2-3-8】「教養教育専門部会議事録（2022 年度 全 2 回）」
- 【資料 2-3-9】「キャリア教育専門部会議事録（2022 年度） 全 1 回」
- 【資料 2-3-10】「2023 シラバス」
- 【資料 2-3-11】「教育実習（初等）の手引き[小学校教諭一種免許状]」
- 【資料 2-3-12】「幼稚園教育実習の手引き[幼稚園教諭一種免許状]」
- 【資料 2-3-13】「幼稚園教育実習の手引き[幼稚園教諭二種免許状]」
- 【資料 2-3-14】「教育実習の手引き[高校一種・中学一種・特別支援一種]」
- 【資料 2-3-15】「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」
- 【資料 2-3-16】「教育実習の手引き[幼稚園・小学校教諭免許状]」 通信教育部
- 【資料 2-3-17】「教育実習の手引き[教育実習（中等）・特別支援教育実習]」 通信教育部
- 【資料 2-3-18】「養護実習・看護臨床実習の手引き[養護教諭一種免許状]」 通信教育部
- 【資料 2-3-19】「教育実習の手引き」[教職員用]
- 【資料 2-3-20】「ソーシャルワーク実習の手引き」
- 【資料 2-3-21】「精神保健福祉実習の手引き」
- 【資料 2-3-22】「介護実習の手引き」
- 【資料 2-3-23】「保育実習の手引き」
- 【資料 2-3-24】「福祉・保育実習の手引き」 通信教育部
- 【資料 2-3-25】「就職の手引き 2023 年 3 月卒業予定者用」
- 【資料 2-3-26】「進路登録カード」
- 【資料 2-3-27】「過去の就職率の推移 令和 2 年～令和 4 年」
- 【資料 2-3-28】「公務員合格者数の推移 令和 2 年～令和 4 年」
- 【資料 2-3-29】「国家試験合格者数の推移 令和 2 年～令和 4 年」
- 【資料 2-3-30】「2022 年度 東京福祉大学「ソーシャルワーク実習・精神保健福祉実習連絡会」質問及びアンケート（結果）」

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

「就職支援室」は、3 年次生からの全員面談に力を入れ、「卒業生には安定した就職」、「学生の志望キャリアを尊重した進路指導」、「一般職・公務員等あらたな就職先の開拓」を目指している。近年、公務員への就職希望者が増加傾向にあるため、学内において都道府県市区町村等の行政機関、警察、自衛隊の人事採用担当者を招いた「就職セミナー」を充実させていく。また、留学生の社会的・職業的自立のための指導・支援のために、進学・

授業に関する相談のほか、日本での日常の幅広い生活支援、卒業後の就職・進路指導・支援等を適切に支援できるよう、学内支援体制の整備と強化を行っていく。また、就職関係のデータベース管理についても、卒業生自身の支援や卒業生の就職先へ就職を継承していけるようなシステム構築の検討を行っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生が大学生活を円滑に、有意義にそして安全に送れるよう、学内の規則、諸手続きの方法、課外活動等、学生生活の全般的な理解を目的とした作成された「学生生活の手引き（冊子）」を入学時に入学生全員に配布し、オリエンテーションにおいて、その詳細を説明している。オリエンテーションについては、コロナ禍以前には対面で行っていたが、コロナ禍以降はオンラインによるWebオリエンテーションとなっている。また、コロナ禍においては学生の健康管理を第一に考え、新型コロナウイルス感染症ワクチンの集団接種等の実施のほか、新型コロナウイルス感染に感染してしまった学生については、アカデミックアドバイザーと産業医である保健管理センター長が連携して症状の把握と体調管理に関わるアドバイスを行っている。なお、学生生活の安定のための主な支援は以下のとおりである。

1. アカデミックアドバイザーによる学生生活の安定のための支援

本学では通信教育課程の学生を除く通学課程の学生（院生も含む）に専任教員からなるを配置し、次の学生生活の安定のための支援を行っている。

(1) 学業・学修に関する支援

成績の不振な学生に対して、本人への面接指導、保証人及び授業科目担当教員、教務課職員との連絡調整等の個別的な対応を行う。

(2) キャリア形成に関する支援

就職未内定者に対して、面接指導及び「就職支援室」との連絡調整など個別的な対応を行う。

(3) その他

その他として、健康、生活、経済に関わるような問題については、それぞれ「保健相談室」「学生相談室」「教務課」「教職課程支援室」「福祉専門職支援室」と連携し、専門的な支援が展開できるよう調整を行う。

2. 全学的な学生生活の安定のための支援

全学的な学生支援については、「全学学生支援委員会」を設置し、学生指導、学生の厚生、学生生活等に関する課題について検討、全学的な支援策を企画立案し、教授会で審議し実

践している。さらに、「全学学生支援委員会」の下には、各種専門部会を設置し、学生の生活支援に関する団体や個別の課題に対応した具体的な活動を行っており、ハラスメント等については「全学総務委員会」に「ハラスメント防止・対策専門部会」を設置して防止と対策を行っている。各キャンパスの「教務課」では、学習に関する相談のほか、課外活動、奨学金、アルバイト等、学生生活全般に関する総合窓口業務を行っている。なお、学生生活の安全のための具体的支援の現状は次のとおりである。

(1) 課外活動支援による学生生活の安定

① クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行うための支援

本学では、大学祭（東京福祉大学千輝（きらら）祭、以下「大学祭」という。）を毎年開催している。大学祭の開催にあたっては、原則1・2年生の有志の学生を構成員とする「千輝（きらら）祭実行委員会」を設立し、学生が主体となって運営をしているが、学生支援委員会や教務課職員が適宜助言や支援を行っている。

なお、コロナ禍においては、本学ホームページにて「東京福祉大学フェス」として、各学部企画・各サークル活動報告をオンラインで視聴するイベントを実施している。

② 学生団体、サークル活動支援

令和4(2022)年度に活動する団体は、伊勢崎キャンパス15団体、池袋キャンパス3団体、王子キャンパス1団体、名古屋キャンパス1団体あり、サークルの顧問を本学の専任教員が担当し、サークル活動の相談と支援を行っている。

伊勢崎キャンパスには、サークル活動及び学生の課外音楽活動練習用として13のサークル室と音楽室をもつサークル棟を設置しており、池袋キャンパスには、5のサークル室を設置している。また、空き教室や体育館も課外活動で利用できるようにしている。

③ 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）支援

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対し、大学教育の一環として本学が認める課外活動について、課外活動経費の一部を補助することができる旨を、本学の規則で定めている（「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 学生課外活動規則」第3条第2項）。また、本学周辺地域の保育・児童関連施設等から学生ボランティアの依頼があった場合は、学内掲示板に、学生ボランティアの募集提示を行い、学生のボランティア参加を奨励しており、優れた社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）の実績を残した者には表彰を行い、また「学内広報誌(Voyage～大海へ～)」に掲載して、全教職員及び学生に紹介している。

コロナ禍以前は、学生の自主的な地域活動として、伊勢崎キャンパスにおいては、地域の幼稚園、保育所等で、子どもたちにパペット人形を使用した人形劇を見せたり、絵本を読み聞かせたりする活動や、本学学生がボランティアチューターとして、市内の小中学校において児童の学習の補助をする活動を行っていた。また、王子キャンパスにおける心理学部では、平成30(2018)年4月より北区社会福祉協議会と地域の方々との協働で、北区から受託された学習支援教室を開室し、学生がボランティアとして参加していた。池袋キャンパスにおいては、豊島区が主催する「ふくし健康まつり」に本学留学生が中心となって参加し、地域との交流を含めた活動を行っていたが、コロナ禍にあつて約3年

間は前述した活動は自粛していたが、今年度より少しずつではあるが、活動を再開もしくは再開に向けての準備を行っている。

(2) アメニティサービスの充実による学生生活の安定

伊勢崎キャンパスにおいては、学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。学生のキャンパス・アメニティとして、本館1階にカフェテリア（学生食堂）があり、午前11時00分から午後3時00分まで営業している。また、自動販売機を設置しており、営業時間外（原則として午前8時00分から午後8時00分）も利用可能としている。1号館1階の学生ラウンジには軽食喫茶のほか、自動販売機、学生用掲示板（アルバイト・ボランティア・催し物等）、コピー機を設置している。また、4号館、2階及び5号館1階にも学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、自動販売機、電子レンジ（5号館のみ）を設置している。

池袋キャンパスにおいては、6号館1階及び7号館1階、8号館2階、9号館2階、10号館8階に学生ラウンジがあり、テーブルと椅子、電子レンジを設置している。また、4号館1階及び6号館1階、8号館2階、9号館2階、10号館8階にはコピー機を設置している。

王子キャンパスにおいては、2号館13階の学生ラウンジには、テーブルと椅子だけでなく、自動販売機および電子レンジを設置している。また、1号館1階、2号館3階にはコピー機を設置している。

名古屋キャンパスにおいては、10号館9階の学生ラウンジには、テーブルと椅子だけでなく、自動販売機および電子レンジを設置している。また、10号館2階、4階、6階、9階にはコピー機を設置している。

(3) 福利厚生による学生生活の安定

① 宿舍が必要な学生への学生寮、宿舍のあっせん等の支援

本学では、開学以来、地域の活性化も視野に入れ、学生寮・宿舍等の施設運営は直接行っていないが、一人暮らしを始める入学予定者のために、女子学生会館、学生用マンション（男・女）の案内を合格通知及び入学手続書類とともに送付している。また、大学案内(Guide Book 2024)等の請求者にも『伊勢崎キャンパスの学生会館・マンションのご案内』の案内を送付している。

【本学提携女子学生会館】

- ・大正寺女子学生会館 ・実城女子学生会館

【本学学生専用マンション】

- ・東京福祉大学学生専用マンション（男子専用3棟・女子専用1棟）

② 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）のための支援

伊勢崎キャンパスは、他の3つのキャンパスに比べ最寄りの駅より離れているため、通学のための便宜として、本学と最寄り駅（JR上越・北陸新幹線本庄早稻田駅・JR高崎線本庄駅・JR両毛線・東武伊勢崎線伊勢崎駅）の区間内で、一般乗り合いバスを無料スクールバスとして利用できる制度を導入している。基本的に通学には公共交通機関の利用を推奨しているが、公共交通機関による通学が困難な場合には自転車又は自動車による通学を許可しており、キャンパス内外に学生用駐車場約760台、駐輪場約340台（駐輪場は1号館北側に設置）を整備している。学生駐車場の利用にあたっては、教務課に申請手続きを行い、「駐車許可証」の交付を受ける必要がある。

③障がいを持つ学生等への支援

障がいを持つ学生等への支援のため、各校舎の入り口には車椅子用スロープを設置し、校舎内は段差の少ないバリアフリー構造を取り入れ、車椅子用エレベーターや多目的トイレを各所に設置・整備するなど、障がいを持つ受験者・学生等への配慮のための施設整備など、障がい者への支援体制を整えている。

④障がいを持つ受験者への配慮のための支援

障がいを持つ受験者が特別措置を希望する場合には、個別に相談を受け付けて、障がいの状況に応じた対応をとっており、募集要項には、願書提出時の注意として、身体等に障がいのある方は事前に相談する旨を記載している。また、車椅子等を利用している肢体不自由者が必要とする場合は、スクーリング授業や科目終了試験車椅子利用者用の受講席の設置、本人持参の視覚障がい者用ノートパソコンの教室への持ち込み、試験時間の延長等の対応を行っている。伊勢崎キャンパスは、障がい者用駐車場を利用することも可能となっている。今後も、障がいを持つ出願者については出願前に個別相談を行い、必要に応じた対応を行っている。

(4) アルバイト紹介による地域と学生を繋ぐ支援

地元の企業・店舗よりアルバイト求人があった場合は、教務課で内容を確認し、学内掲示板に求人票を掲示している。学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）や将来の社会人として成長につながるアルバイトであるが、授業（学生の心身）に支障が無いよう、アカデミックアドバイザー、学生生活支援専門部会、教務課が連携してアルバイトにのめり込まないよう適切に指導を行っている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生の経済的支援、課外活動支援、学修や学生生活における不安、健康、心の相談等について組織的な支援を行っている。また、カフェテリア、学生ラウンジ等の施設・設備の整備も適切に行われており、特にコロナ禍においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、毎週、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する会議」を開催し、学生及び教職員の健康管理及び感染防止について具体的な対応の検討と実施を行っていたため、クラスターなどの大規模感染拡大等の発生は防げている。今後も新型コロナウイルス感染症の動向について、学生が安心して学生生活を送れるよう注視していきたい。障がいを持つ受験者・学生への配慮については、令和6(2024)年4月より私立大学も障害者差別解消法の合理的配慮の提供が「努力義務」から「法的義務」に移行されるため、さらに徹底して対応していきたい。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、群馬県伊勢崎市の伊勢崎キャンパス（校地59,579㎡・校舎23,495㎡）、東京都豊島区の池袋キャンパス（校地277㎡・校舎17,436㎡）、東京都北区の王子キャンパス（校地2,520㎡・校舎8,113㎡）、愛知県名古屋市の名古屋キャンパス（校舎4,453㎡）の4キャンパス（校地62,376㎡・校舎53,497㎡）を有している。各キャンパスには、講義棟、研究・研修棟、事務室、図書館、学生の福利厚生関係施設等を適切に設置し、教育と研究に適した環境を整備している。

伊勢崎キャンパスでは耐震対策のため、平成29(2017)年に近隣の土地を購入し、体育館（校地：4,976.16㎡・校舎：2,587.08㎡）の建て替えを行っている。

それまでの体育館よりも床面積が広くなり、2階の多目的スペースを含めると1,500人を収容可能となっており、体育等の授業やサークル活動のほか、入学式や卒業式等の学校行事等でも利用されている。

池袋キャンパスでは、平成29年(2017年)11月より第3高村ビル（3階・4階891.90㎡）を賃借し、新たに14号館を設置している。平成30年(2018年)12月には、10号館として講義室として利用していたHI池袋ビル（3階～8階1,810.68㎡）に情報処理学習室を移転させ、多目的実習室、家政調理実習室、音楽室を再整備している。また、学生からの利便性も考慮して就職支援室、教職課程支援室も移転している。

14号館・10号館の新設・再整備により、8号館・9号館・図書館等の池袋キャンパスの主要となる校舎が集約することになり、学生の利便性は向上している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

実習施設については、各学部学科で取得できる資格・免許状や国家試験の受験資格を得るためのカリキュラムのために、介護実習室、家政・調理実習室、音楽室、図画工作実習室、多目的実習室、理科実験実習室、臨床心理相談室に付属するプレイルーム等の実習・演習室を設置し、活用している。また、伊勢崎キャンパスには、ピアノを配置した個人練習室を14部屋、池袋キャンパスには、アップライトピアノを配置し防音設備も完備した個人練習室を3部屋、電子ピアノを8台設置した個人練習室を設置しており、保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等を目指す学生が自由にピアノや楽器等の練習を行えるようにしている。

IT設備・施設については、各キャンパスには情報処理学習室を整備し、情報処理の授業ほか、空いている時には学生が自由にパソコン、プリンターを利用できるようになっている。また、カフェテリアや学生ラウンジ等の共用スペースにはWi-Fiの環境を整備しており、池袋キャンパスでは9号館ラーニング・コモンズ、8号館自習室や6号館・7号館学生ラウンジ、王子キャンパスでは2号館3階ラーニング・コモンズ内で使用可能なパソコンの貸し出しも行っている。

図書館は、伊勢崎キャンパスに設置されている東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館本館のほか、池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパスに図書館分室を設置している。伊勢崎キャンパスの茶屋四郎次郎記念図書館本館は図書86,000冊、池袋キャンパス分室は図書53,092冊、雑誌等逐次刊行物359冊、王子キャンパス分室は図書25,122

冊、雑誌等逐次刊行物112冊、名古屋キャンパス分室は図書1万冊のタイトルを所蔵しており、社会福祉・教育・保育・心理分野に関連した書籍・出版物が中心となっている。蔵書はすべてデータベース化され、蔵書検索端末（OPAC(Online Public Access Catalog)）で検索が可能となっており、最寄りのキャンパス図書館に蔵書が無いものは、ほかのキャンパスまたは他大学の図書館や公立図書館等からも取り寄せできるようになっている。図書館の開館時間は、月曜日から金曜日は午前9時30分から午後8時00分、土曜日・短縮開館は午前9時30分から午後5時30分まで（祝日・長期休業期間等は休館）となっているが、通信教育課程のスクーリング（面接授業）実施時等には、必要に応じて、日曜・祝日等においても午前9時30分から午後8時00分まで開館している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

学内のバリアフリー対策として、校舎入口にはスロープ・手すりを設置し、校舎内にはエレベーター、障害者用（多目的）トイレを各所に設置している。

また、伊勢崎キャンパス及び王子キャンパスには障がい者用駐車場も設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業を行うにあたり、本学の授業方法である双方向対話型の授業を適切に運営するため教員の指導が行き届くように、講義科目・内容に応じて学生数を管理しており、特に、実験、演習、実習等の科目は少人数で運営している。さらに、コロナ禍にあつては令和2(2020)年初頭から令和4(2022)年12月までオンラインを中心とした授業運営を行っていたが、対面授業の再開を想定して密にならないようクラス定員を3分の1に減らして授業を行っていた。現在は対面授業を中心とした授業運営に戻っているが、今年度については新型コロナウイルス感染症への継続対策のため各授業の学生数（座席数）は本来の収容学生数の3分の2以内としている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

学修環境は適切に整備されている。コロナ禍以降、各校舎出入口に検温器、屋内各所に手指消毒用のアルコールを設置するとともに、密防止のためのアクリルパーテーションの設置や座席使用禁止ステッカーの貼り付け、マスク着用の徹底等、学生及び教職員が新型コロナウイルス感染症に罹患しないよう対策を徹底している。今後、コロナ禍においてオンラインを中心とした授業運営のために各教室に導入したパソコンや授業配信用のカメラ機材等の有効な活用方法について検討していく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見・要望はアカデミックアドバイザー、教務課、福祉専門職支援室、教職課程支援室、就職支援室、保健相談室、学生相談室等、関係する部署間で情報を共有し、対応策の検討を行っている。

コロナ禍以前は、「学生による授業評価アンケート」を実施し、学生生活における最重要課題である学修内容・学修支援に関する学生の意見・要望を把握・分析し、教員の資質向上と教育方法の改善に活用されていたが、コロナ禍以降「学生による授業評価アンケート」は中断している。

また、全学学生支援委員会により学生全員を対象に「学生生活満足度調査」も実施し、このアンケート調査によって学生からあげられた意見や要望は学部長、各委員会の委員長・部会長、事務局各所属長等を通して学内で共有化され、学生生活の充実と改善に活かされてきた。コロナ禍以降、都市封鎖があるなど、学生のみならず社会全体が異常な状況下におかれ、学生生活全般に制限と不自由が強いられていたため、「学生による授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」は中断していたが、今年度から再開することを検討している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制

本学では学生の健康管理のため年度初めに定期健康診断を行っている。また、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等については、アカデミックアドバイザーや教務課のほか、「保健相談室」、「学生相談室」が専門的な相談にのっている。伊勢崎キャンパス本館3階の「保健相談室」は月曜日から日曜日の午前9時00分から午後6時00分、池袋キャンパス8号館別館3階の「保健相談室」は、月曜日から土曜日の午前9時00分から午後7時00分、王子キャンパス1号館7階の「保健相談室」は、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後6時00分、名古屋キャンパス10号館8階の「保健相談室」は、月曜日から金曜日の午前9時00分から午後4時00分、看護師や養護教諭が常駐し、保健相談や怪我・病気の応急措置等を行っている。また、心理的な相談については「学生相談室」のほか、東京福祉大学に附属する「東京福祉大学附属臨床心理相談室」を利用することもできるようになっている。このように、学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整備し、学生の心身に関する健康相談を行っている。コロナ禍においては、学生の新型コロナウイルス感染症への感染防止対策として集団接種、検温器、アクリルパーテーション、消毒液等の設置、座席が密にならないよう座席配置するなど、学生の健康管理を第一とした学修環境の整備を行っている。

(2) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度

①学業・人物ともに特に優秀と認められる者、②経済的事由等のため、授業料の納付が困難な者、③その他、修学上特に援助することが必要と認められる者、の3条件のいずれか1つに該当すれば授業料の全部又は半額に相当する額の学内奨学金を給付する制度を整備している。学内奨学金制度のほか、独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団

体や民間の諸団体の奨学金制度を利用する学生には、教務課がとりまとめ窓口となり、奨学金の募集、申し込み手続きの説明とサポートを行っている。また、学校周辺のアルバイト募集広告を学内掲示板で紹介する等の支援を行っており、経済問題等の相談は教務課が窓口となっていることを「学生生活の手引き」等で周知徹底している。

本学独自のサポートとしては、経済的な理由により入学時納付金の一括納入が困難な者や、地震等の被災地からの入学生については、その一部の減免・延納・分納を認める「学費延納特別制度」も導入している。

2-6-③ 学習環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

コロナ禍以前は、全学学生支援委員会により学生全員を対象とした「学生生活満足度調査」アンケートを実施していた。この「学生生活満足度調査」アンケートの調査結果や学生から直接上げられた意見や要望は、学部長、各委員会の委員長・部会長、事務局各所属長等で共有され、学生生活の充実と改善に活かされてきた。コロナ禍以降「学生による授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」は中断しているため、現在、再開を検討している。

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

学生の意見・要望の把握・分析は今後も学生支援に繋がるものと確信している。学内においては経済的支援、課外活動支援、学修や学生生活における相談等について組織的な支援体制を整備している。今後、コロナ禍にあって中断していた「学生による授業評価アンケート」や「学生生活満足度調査」を再開し、学生生活に関しての学生の意見や要望、特に学生の心身の健康に関する健康相談について十分なケアを行っていききたい。

[基準2の自己評価]

アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）は明確に定められ、周知も適切に行われている。アドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜は実施されており、思考力、判断力、表現力等の受験者の持っている潜在的可能性を評価する制度も工夫されており、学習意欲・熱意など本学で学ぶ資質を備えた学生の受入れができています。しかしながら、入学者数については、入学定員未充足の状況が続いており、入試制度の改革を積極的に行うなど入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持できるよう改善努力を継続していく必要があります。総合型選抜、学校推薦型選抜、Special 奨学生選抜、特別選抜、編入学など選抜方法の多様化を図るとともに、大学院の入学者選抜を含め選考日を複数設けるなど入学希望者の選択肢を広げることで多様な学生の受入れに努めている。

校地、校舎、設備等の学修環境については、計画的に整備・運用されており、利便性の向上も図られている。また、障がいを持つ学生の受入れのためバリアフリーをはじめとする施設・設備の整備も計画的に進められている。

コロナ禍にあっては、大学への登校が制限され、オンラインによる授業が中心となる等、学生の学修環境や学生サービスを十分に提供することができなかった。今年度より、コロナ禍で中断していた「学生による授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」を、再開し、学生の意見・要望の把握と適切な支援を進めていくことを検討している。以上よ

り「基準2」を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目標を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

平成 22(2010)年 6 月の「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 号）」の公布を受け、各学部・学科・研究科の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」を定め、学則、大学ホームページ、履修要項等を通して学内外に公表している。また、「学校教育法施行規則（第 172 条の 2）」に基づき、教育研究上の基礎的情報を大学ホームページにおいて公表している。

<大学>

東京福祉大学は、その建学の精神・教育理念に基づき、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、以下のように能力と行動力等を身に付け、所定の単位を修得し、GPA2.0 以上を満たした学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、
 - ・実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう力や豊かな人間性を身に付ける。
 - ・特に、自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル（文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等）、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能・態度を身に付ける。
2. 専攻する学部・学科の特定の学問分野における履修を通して、
 - ・専門的な知識・技能を体系的に理解するとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付ける。
 - ・特に、社会貢献に必要な、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス（法令遵守）、チャレンジ精神などの資質・能力を身に付ける。
3. 「講義」「演習」「実習」などを通して、専門職者として求められる課題解決能力、キャリアプランニング能力を身に付け、自己実現力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科

（社会福祉専攻 社会福祉コース・介護福祉コース、精神保健福祉専攻、経営福祉専攻、心理福祉専攻）

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、即戦力たりうる実践力を備えた社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、あるいは社会福祉関連施設等の管理・運営者として社会貢献ができる。
- ・広く国際的、文化的、社会的視野から、社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉士、介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・社会福祉関連施設や社会サービスや事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、諸種の実践のなかに浸透させることができる。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻社会福祉コース

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる社会福祉士の資質能力を身に付ける。
- ・社会福祉関連施設等の管理・運営者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻介護福祉コース

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる介護福祉士の資質能力及び実践力を身に付ける。
- ・介護福祉関連施設や社会サービス事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・精神保健福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる精神保健福祉士の資質能力を身に付ける。
- ・精神保健福祉関連施設等の管理・運営者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻

社会福祉学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉事業に関する専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・現代社会の福祉ニーズに対応すべく、社会状況を見通し、物事に進んで取り組み、組織の管理運営への積極性や確実な行動力などの資質能力を身に付ける。
- ・社会福祉関連施設等の経営・管理者として計画力等マネジメント能力を身に付け、社会貢献ができる力を身に付ける。
- ・社会福祉分野の起業家、経営者としての社会的責務・倫理を理解し、リーダーシップを身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻

社会福祉学会のカリキュラムの履修を通して、

- ・社会福祉学・心理学に関する専門的な知識・技能を体系的に身につける。
- ・現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決にむけて社会福祉学・心理学の観点からアプローチできる能力を身につける。
- ・福祉や心理などの各分野において、社会福祉学・心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力を身につける。
- ・社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身につける。

■保育児童学部 保育児童学科

保育児童学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・保育士、幼稚園教諭、保育教諭等になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。
- ・乳幼児保育の専門家として、的確な対象理解力と子どものニーズへの対応力を身に付ける。
- ・子どもを取り巻く現代社会の問題を理解し、的確かつ柔軟な思考力、実践力を備えた多様な保育ニーズに対応できる資質・能力を身に付ける。
- ・園経営、クラス運営などのマネジメント能力を身に付けるとともに、多様な人々とともに、目標に向けて協力する力を身に付ける。

■教育学部 教育学科

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・子どもの発達や心理に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・情報化・グローバル化社会の中で変動する教育現場に対応するため、幅広い視野から物事を判断する力を身に付ける。
- ・他者との対話を通して、考えを明確にし、思考を発展させることができる。
- ・教育現場における課題を自ら発見し、解決する力を身に付ける。

- ・実際の教育現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。

■教育学部 教育学科 学校教育専攻

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・学校教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・子どもの発達や心理に関する基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・情報化・グローバル化社会の中で変動する学校教育現場に対応するため、幅広い視野から物事を判断する力を身に付ける。
- ・他者との対話を通して、考えを明確にし、思考を発展させることができる。
- ・学校教育現場における課題を自ら発見し、解決する力を身に付ける。
- ・実際の学校教育現場で活用できるディスカッションやプレゼンテーションなどのアクティブ・ラーニングを基本とする双方向対話型の教育方法を身に付ける。
- ・日本語や外国語、ICT（Information and Communication Technology）を活用して、多国籍児童とも円滑にコミュニケーションできる力を身に付ける。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・国際教育の様々な場における複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル化社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・異文化相互理解を促進するため、比較文化的視点で日本文化を理解し発信する力を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・国際教育の場における人間環境や国際保健に関係する複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル化社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース

教育学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・日本語教育に関する思想、歴史、法律、制度、方法等の基本的な知識を体系的に理解し身に付ける。
- ・伝統文化、言語、生活様式の異なる多様な背景を持つ多国籍児童生徒にも対応できる多文化・国際理解に必要な知識を身に付ける。
- ・国際教育のコミュニケーションツールとして重要な位置を占める言語への専門的知見を多角的に身に付ける。
- ・日本語教育の現場における複雑な問題を発見し、問題解決に向けた思考力を身に付ける。
- ・グローバル社会の中、教育機関等多様な分野で日本と海外の橋渡しとなる日本語教育力と異文化コミュニケーション能力を身に付ける。

■心理学部 心理学科

心理学科のカリキュラムの履修を通して、

- ・心理学に関する専門的な知識・技能を体系的に習得し、主体的に、専門的学問に取り組む力を身に付ける。
- ・現代社会が抱えるさまざまな問題を発見し、その解決に向けて心理学の観点から科学的にアプローチできる能力を身に付ける。
- ・ヒューマンサービス等、心理の関連分野において、心理学の知識を応用して実践的に活躍できる力を身に付ける。

<大学院研究科>

東京福祉大学大学院は、以下の能力を身に付け、所定の単位を修得し、学位論文の審査に合格した学生に対して、卒業を認定し、学位を授与する。

1. 高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を主体的に身に付ける。
2. 各研究科・専攻の人材養成に係わる目的を通して、人間、社会問題を理論的、科学的にとらえ、柔軟な思考力による問題発見、分析、解決のための知識、技術、価値倫理を身に付ける。
3. 「講義」「演習」「調査」などを通して、専門職者として求められる専門知識・技術を意欲的に修得し、学位論文に反映し、社会貢献できる力量を身に付ける。

【社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）】

社会福祉現場での有能な社会福祉実践者・研究者、地域の社会福祉関連施設を管理・運営するリーダー、さらには国や自治体の社会福祉政策のプランニングやその実施を担える指導者並びに研究者。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期（博士課程）

社会福祉学の新しい研究方法の開発と新しい社会福祉実践の理論と方法の構築に貢献できる研究者、さらに国内外の大学、研究所、国連などの国際機関で主に研究者として指導的役割を果たすことができる指導者並びに研究者。

■社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程

幼児教育や特別支援教育の現場、保育、病児・病後児保育や子育て支援の現場、児童福祉関連施設や行政の現場などで、実践的に幅広く活躍できる指導者並びに研究者。

■教育学研究科 教育学専攻修士課程

今日起きている様々な教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を備えた教育現場の中核教員、あるいは教育研究機関の教育研究者等、わが国の教育分野の中核として活躍できる指導者並びに研究者。

■心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程前期（修士課程）

「こころ」の「やまい」や不適応症状の早期発見、早期治療、予防や教育的カウンセリングに精通し、「こころ」の問題や葛藤に苦しむ人々に、レベルの高い臨床心理技術と福祉の心を持って適切に対応できる高度専門職業人並びにその分野の研究者。

■心理学研究科 臨床心理学専攻博士課程後期（博士課程）

臨床心理学に関するより高度な研究と教育を体系的に実践し、臨床心理学実践に関わる指導者並びに臨床心理学の研究者。

【資料 3-1-1】 【3-1-2】 【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

本学における授業科目の履修は、文部科学省令「大学設置基準」に定められた単位制に基づきおり、学部生については「東京福祉大学 学則（以下、「学則」という。）」に「授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、学業成績を総合的に判定し、合格した学生には単位を与える。（学則第 13 条第 1 項）」、「本学を卒業するためには原則として 4 年以上在学し、社会福祉学部及び保育児童学部においては 128 単位以上を、教育学部、心理学部においては 124 単位以上を修得しなければならない。なお、他学部の科目を履修し、取得した単位を卒業要件単位（社会福祉学部 128 単位、教育学部 124 単位、心理学部 124 単位、保育児童学部 128 単位）に算入することができる。ただし、第 36 条に定める GPA(Grade Point Average)の通算が 2.0 以上でなければ卒業を認定することはできないものとする。

（学則第 14 条第 1 項）」とし、単位数だけではなく GPA によっても卒業を認定することはできないものと定めている。本学の GPA 制度は、各科目とも 5 段階（A・B+・B・C・F）で成績評価をし、それぞれに対して 4・3・2・1・0 のグレード・ポイントを付与し、1 単位あたりの GPA を算出している。算出方法は以下のとおりである。

※GPA = [(grade point: GP x 単位) + (GP x 単位) + ・ ・ ・] ÷ 全履修単位数

※一度「F」評価（不合格：GP = 0）をとった単位は、再履修して合格しても、GPA 評価の対象となる（F 評価は卒業するまで履修単位数に計上される）。

また、学則第 13 条第 2 項には、「各授業科目に対する単位数は 1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容を追って構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して次の基準によって計算している。

- (1) 講義及び実習については、15～30 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (2) 実技及び実習については、30～45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- (3) 1 つの授業科目について、講義、演習、実技及び実習のうち 2 つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業を追って 1 単位とする。
- (4) 卒業研究等については 4 単位とする。

卒業・修了認定にあたっては、各学部教授会「卒業・修了判定会議」において審議を行っている。

成績評価、単位認定、卒業・修了認定等に関しては、履修要項に詳細を明記しているほか、オリエンテーションでも全学生に説明を行っている。

大学院生の卒業・修了認定等については「東京福祉大学大学院 学則（以下、「大学院学則」という。）」に定められており、大学院学則第 14 条第 1 項に、「修士課程（及び博士前期課程）の修了要件は、大学院に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。第 15 条第 1 項には「博士課程の修了要件は、大学院に 5 年（博士課程前期を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間も含む）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを、同課程の修了要件とする。」と定めている。なお、社会福祉学専攻（博士後期）と臨床心理学専攻（博士後期）では所定の授業科目についてそれぞれ 8 単位以上、16 単位以上を修得しなければならない。「東京福祉大学大学院 博士号取得指導と論文審査方法に関する細則」第 5 条には、「博士論文の審査は、各研究科委員会でこれを行う。」と定めている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位制度の実質化を図るため、授業は教室における授業と学生の教室外学修を合わせた充実した授業展開を実現させるものとし、学生が履修登録できる単位数の上限を、原則として 1 学期間に 24 単位、年間 42 単位としている（ただし、編入学については、この限りではない）。履修登録と成績評価との関連性を明確化するため、直前学期の GPA に基づき、原則として次の単位数を上限として設定しているが、直前の学期において、16 単位以上を修得していることを前提としており、入学時や休学後など直前の学期の GPA がいない場合は 24 単位を上限としている。

ア．直前の学期の GPA が 3.5 以上 30 単位（半期）

- イ. 直前の学期の GPA が 3.0 以上 3.5 未満 28 単位（半期）
- ウ. 直前の学期の GPA が 2.5 以上 3.0 未満 24 単位（半期）
- エ. 直前の学期の GPA が 2.0 以上 2.5 未満 20 単位（半期）
- オ. 直前の学期の GPA が 2.0 未満 16 単位（半期）

単位認定には、授業回数の 4 分の 3 以上（15 回中 12 回以上、30 回中 23 回以上）に出席することが要件となっており、各科目授業を担当する教員は授業を 2 回欠席した学生については「学生指導報告書（授業出席状況等）」を作成し、教務課に提出することになっている。教務課に提出のあった「学生指導報告書（授業出席状況等）」は該当する学生のアカデミックアドバイザーに報告が行き、アカデミックアドバイザーは該当する学生から欠席の理由を確認し、必要かつ適切な指導を行い、その指導内容は一週間以内に「学生指導報告書（授業出席状況等）」に記載され、教務課を経て、学部長（学科長）に報告されている。また、アカデミックアドバイザーは担当する学生全員の授業出席記録を教務課から受け取り、学生の授業出席状況を確認するとともに必要に応じた指導を行っている。以上のことから、本学では単位認定要件を満たすための適切で速やかな指導体制は確立している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-5】【資料 3-1-6】【資料 3-1-7】【資料 3-1-8】【資料 3-1-9】

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

厳正でより一層一貫した成績評価システムの構築を目指すとともに、シラバスの単位認定の基準についての記載方法に関しても、定期的な点検と改善を実施していく。

【エビデンス集】

【資料 3-1-1】「東京福祉大学 学則」

【資料 3-1-2】「東京福祉大学大学院 学則」

【資料 3-1-3】「大学ホームページ」（ディプロマ・ポリシー）

【資料 3-1-4】「東京福祉大学 科目履修規程」

【資料 3-1-5】「東京福祉大学 通信教育課程における試験及び学業成績判定に関する内規」

【資料 3-1-6】「東京福祉大学 科目履修規程」

【資料 3-1-7】「東京福祉大学 履修要項」

【資料 3-1-8】「授業出席状況（課題提出状況・参加度等）報告書」

【資料 3-1-9】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教育方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

東京福祉大学のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）は、教育基本法、学校教育法及び大学設置基準等の関連法令に基づき、本学の建学の精神・使命、教育の目的を達成するために次のとおり編成され、大学ホームページ、履修要項等をととして学内外に公表されている。

<大学>

東京福祉大学は、社会、福祉、教育、心理分野の専門職者の養成を目的とするため、その建学の精神・教育理念に基づき、総合教育科目を基礎とし実生活や実社会で生きるために必要な知識・技能、思考力判断力・表現力、学びに向かう力や人間性を身に付ける学修を用意するとともに、それらを活用させて各専門的な知識・技能を体系的に理解させるとともに、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付けさせる。また、専門分野の資格を得させるための職業実習を用意し、所定の資質・能力を得させる。そのために、以下の方針に基づき計画的に教育課程を編成・実施・評価する。

1. 自己形成に必要な、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル（文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等）、情報処理能力、自己指導能力などの知識・技能、態度・志向性を身に付けるため、全学共通カリキュラムとして、総合教育科目を設置する。総合教育科目の計画に当たっては、目的・目標を吟味するとともに、学生の実態を考慮し、多様な内容・方法を計画的にシラバスに実現させ実践を行う。実施に当たっては、学生の意欲・主体性を重視し、全体指導と個別指導、グループ指導などの工夫を行う。また、評価については、目標に準拠した評価を行うとともに、何ができるようになったかを確認する。指導の評価についても、同一科目教員間の連携をはじめ、FDを通じた指導方法、技術の向上に向けて適切に改善を図る。
2. 学部・学科の専門的な知識、技能、価値・倫理等を体系的に理解し修得するため、専門教育科目を設置し、前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力などの社会貢献できる能力を身に付ける。これらを効果的に実施するために、学部・学科の教員相互の連携を密にするとともに、社会人基礎力（前に踏み出す力、考え抜く力、チームで働く力）を意識しつつ、専門的な立場からアカデミックアドバイザーや教授組織を中心に学生支援を行う。
3. 自己の専攻分野を超えて、関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技能、価値・倫理等を修得するため、資格課程科目を設置する。資格取得に関しては、適切な情報や効果的な実習を行わせるため、支援組織を設け外部組織との連携を図りつつ学生支援を行う。
4. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力、マネジメント能力、チームワーク、リーダーシップ、プレゼンテーション能力、コンプライアンス（法令遵守）チャレンジ精神などの資質・能力を身につけるために、双方向対話型などアクティブ・ラーニングを取り入れ、自己の問題意識のもと対話的な学び、深い学びができるように

授業を実施する。これらの育成については、教員の資質を高める必要があるため、FDをはじめ研修を行う。

5. 教養科目及びキャリア支援教育科目の履修を通して、入学から卒業まで継続的にキャリア開発、専門職者育成に取り組む。これらの科目の実施に当たっては、学部・学科の教員の協力により実施するとともに、アカデミックアドバイザーが学生の指導・援助に当たる。
6. 上記の内容の充実に向けて、大学当局と教員の緊密な連携、保護者との連携および地域との連携、高大連携を図り、開かれた教育課程を目指す。
7. 時代の急速な変化に対応するため、不断にカリキュラムについて、計画、実施、評価を組織的に行い、見直しを図っていく。

■社会福祉学部 社会福祉学科

豊かな人間性の育成や基礎学力を身に付けるための科目を充実させ、また国家試験合格、就職試験に生かせるキャリア教育に力を入れたカリキュラムを構成する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

グローバル化の進展とともに、わが国はさまざまな問題に直面している。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 社会福祉コース

グローバル化の進展とともに、わが国はさまざまな問題に直面している。社会福祉士は多様化する現代社会において潤滑油として働く国家資格である。授業科目配置は、総合教育科目と専門教育科目とが緊密に連携している。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、並行して少人数クラスの演習に参加する。総じて、問題を抱える人たちの相談援助活動を担う豊かな感性と幅広い知識を習得する。あるいは社会福祉の知識・技術に加えて、社会福祉関連施設等の管理・運営に必要なマネジメント力を習得する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 介護福祉コース

介護福祉士になるための専門的な知識・技能を体系的に身に付ける。現代社会の福祉ニーズに対応すべく、物事に進んで取り組み、他者に働きかけ、確実に行動できる介護福祉士の資質能力及び実践力を身に付ける。介護福祉関連施設や社会サービス事業所等の管理・運営・計画能力を身に付け、自らが起業できる力も身に付ける。社会福祉専門職としての社会的責務・倫理を理解し、チームで働く力を身に付ける。

■社会福祉学部 社会福祉学科 精神保健福祉専攻

われわれの生きる時代は「脳の世紀」とも、あるいは「心の世紀」とも呼ばれる。精神

保健福祉士は医療と福祉の両方にまたがるユニークな専門職である。本専攻では、科目履修しだいで、精神保健福祉士に加えて、社会福祉士の資格も合わせて取得することが可能である。実習は通年型又は集中型のプログラムで行い、病院、施設、地域と多岐にわたる。総じて、心を病む人たちと近親者の相談援助活動を担う確かな知識と柔軟な技術を習得する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 心理福祉専攻

心理福祉専攻では、以下の点に留意する。少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面している。本専攻では、社会福祉学の知識・技術を習得するとともに、心理学についての理解を深めることで、福祉や心理などの分野で応用するための力を身につけるための科目を配置する。また、社会福祉士や精神保健福祉士受験資格等の取得や、公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラムを編成する。

■社会福祉学部 社会福祉学科 経営福祉専攻

少子高齢化、多様な福祉ニーズへの対応など、わが国はさまざまな問題に直面し、社会福祉施設や企業等においても解決すべき問題が山積みしている。本専攻では、社会福祉関連施設・機関、病院、企業等の管理・運営者として、地域の実情に即した福祉人材の配置や企画運営力を習得する。そのため、専門教育科目を中心に、合理的・健全な運営を行うために必要なマネジメント力を習得するとともに、社会福祉士受験資格取得も目指せるカリキュラムを編成し、経営福祉の知識・技術・価値倫理を習得する。

■保育児童学部 保育児童学科

保育児童学科は、保育専門職者の育成が主目的であって、乳幼児の保育実践力に加えて、子どもを取り囲む環境の改善、地域における子育て支援活動、保護者の育児相談などにも対応できる人材の育成を目指している。専門基礎として1年次に保育児童学概論、2年次に保育児童基礎演習、4年次に卒業研究に相当する保育児童専門演習などを配置し、理論と実技を統合しながら学習できるようカリキュラム編成している。保育士資格以外に社会福祉士受験資格、幼稚園教諭、小学校教諭、特別支援学校教諭、養護教諭の免許状等を取得可能な科目を配置し、子ども、家族、地域という広い範囲の社会システムに焦点をあてながら、保育及び教育の専門家養成を想定している。

■教育学部 教育学科

初年次教育においては、教養基礎演習をはじめとする総合教育科目で教養を身に付けつつ、教育専門職に必要な基礎知識・求められる資質、能力について学ぶ。キャリア支援教育を初年次から4年次まで段階的に配置し、教員採用試験合格に向けた科目編成を行う。

■教育学部 教育学科 学校教育専攻

初年次教育においては、教養基礎演習をはじめとする総合教育科目で教養を身に付けつつ、教員になるために必要な基礎知識・求められる資質、能力について学ぶ。キャリア支援教育を初年次から4年次まで段階的に配置し、教員採用試験合格に向けた科目編成が行

われている。具体的にはキャリア基礎科目を1, 2年次に配置し、教員採用試験の基本情報を初年次より学ぶことができる。またキャリア開発科目を3, 4年次に配置し、教員採用試験に向けた具体的対策が段階的に可能な科目編成が行われている。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻

国際社会で活躍が望まれるグローバルな教育人材育成のため、国際教育と日本語教育を中心とした科目編成を実施する。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 国際教育コース

グローバルな教育人材育成のために、教育内容を、多文化・国際理解領域、比較文化的日本文化理解領域、人間環境と国際保健領域、言語理解領域、異文化理解教育・日本語教育の5つの領域に分けカリキュラム編成を行う。1番目の多文化・国際理解領域では、国際教育の現場で必要となる多文化理解を促進する領域（多文化理解入門、多文化コミュニケーション等）と国際理解を促進する領域（国際社会と日本、国際社会理解入門、海外留学入門、国際理解実習等）に分け科目編成を行う。また海外の協定大学との交換留学制度を活用することで実践的な国際理解が可能な科目編成となっている。2番目の比較文化的日本文化理解領域では、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に配慮しながら科目構成を行う（東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習など）。3番目の人間環境と国際保健領域では、環境・保健の視点から国際教育を考察する科目編成を行う（人間環境学入門、国際保健学入門）。4番目の言語理解領域では、国際教育における言語理解を言語学的観点から考察する科目編成を行う（社会言語学、対照言語学、第二言語習得理論等）。5番目の日本語教育・異文化教育の領域では、グローバル時代 of 教育現場で必要となる異文化理解教育と日本語教育の実践力育成のための科目編成を行う（異文化コミュニケーション教育、日本語教育の理論と方法等）。

■教育学部 教育学科 国際教育専攻 日本語教育コース

グローバルな日本語教員養成のため、教育内容を3つの領域に分けカリキュラム編成を行う。それらは、1.「言語に関わる領域」、2.「教育に関わる領域」、3.「社会・文化に関わる領域」である。日本語を言語として専門的に教えるためには言語としての日本語と言語学全体の知識が必要なため、1の言語領域は日本語の言語学的構造を学ぶ「日本語の構造」領域（日本語学、日本語学演習）と言語学の理論（言語学概論、社会言語学、第二言語習得理論等）を学ぶ「言語と社会」領域に分け科目編成を行う。現代はグローバル化とともに異文化理解も重要なため、2の教育領域は、「日本語教育」領域（日本語教授法等）と「異文化教育」領域（異文化接触と文化学習、異文化コミュニケーション教育等）に分け科目編成を行う。3の社会・文化領域は、「日本の社会・文化」と名付け、日本文化の特殊性に焦点を置く（日本文化研究、日本文学と文化等）とともに、他の地域文化との関連性から考察する比較文化的視点に特に配慮しながら科目構成を行う（東アジアの中の日本文化、比較日本文化論、比較文化学演習等）。また他言語を学ぶことは言語習得の実践的理解にもつながるため、日本語以外の言語科目（アメリカの文化と言語、中国の文化と言語、韓国の文化と言語のうち1科目）を必修とする。

■心理学部 心理学科

「心の仕組み」を学ぶ科目、「心の問題」を紐解く実践的な科目、「心のケア」について学ぶ科目等を通して、科学としての心理学、応用としての心理学を深く学ぶ。専門展開科目において、心理学の各分野の理解を深めると共に公認心理師受験資格に必要な学部要件を満たすカリキュラムも学修でき、さらに社会福祉、精神保健福祉、教育などの心理学に密接した分野でのヒューマンサービスを学び、各現場で応用するための力を身につける。

<大学院>

東京福祉大学大学院は、教育基本法及び学校教育法に則り、学部における一般的及び専門的教養の基礎の上に、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を養うことによって、広く文化の進展に寄与することを目的とする。今後、専門職及び研究者に求められる最先端の社会科学、行動科学、生物科学、経済科学などの知識に精通し、しかも、これらの科学的知識・技術を現実の社会に応用でき、地域社会や国家・社会に貢献できる人材の育成をするため、以下の方針に基づいて教育課程を編成し実施する。

1. 各研究科の専門的な知識、技術、価値・倫理を修得するため、必修科目を設置する。
2. 自己の専攻分野を支える関連領域の専門科目を学び、幅広い知識、技術、価値倫理を修得するため、選択科目を設置する。
3. 柔軟な思考力、問題発見・解決能力、コミュニケーション能力を身に付けるために、「講義」及び「演習」を通じて双方向対話型の授業を実施するとともに、倫理規定に沿った「調査」を行う。
4. 研究課題を定め、学位論文作成のための過程を学び取らせる。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程前期（修士課程）

社会福祉領域での高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、思考力、問題発見・解決能力を含めた、社会福祉学領域での研究能力を身に付けさせる。

このためのカリキュラムは、基礎的な社会福祉学領域での研究能力を修得するための必修研究科目群と、各分野の高度かつ専門的な知識を修得するための社会福祉制度・政策理論研究、援助技術・実践研究、経営福祉関連研究からなる選択科目群、そして高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を高め、学位論文の作成に向けての専門的な指導を行う課題研究から構成される。

■社会福祉学研究科 社会福祉学専攻博士課程後期（博士課程）

修士課程までの教育・研究を基盤として、自立して研究が進められる能力と実践現場での研究・開発・指導能力を養うために、専門的な研究指導が受けられるように構成する。カリキュラム構成内容は、各年次に研究指導科目として、上級社会福祉研究法、課題研究の必修科目と高齢者特殊講義、精神保健福祉論、非営利企業特殊後期などの選択科目を置く。

■社会福祉学研究科 児童学専攻修士課程

幼児教育・保育に関する高度専門職者として幅広い視点にたつて必要な知識及び技術を学ばせるとともに、児童学領域の研究能力が身に付くように育成するために、深い知識と広い視点にたつて児童学の研究を行わせる。具体的には、必須科目は、児童学研究基礎論、教育学特論、保育児童学調査研究法の教科目からなる。必須科目以外に、選択科目として、保育児童学、保健医療児童学、特別ニーズ児童学の3つの領域の教科目群から構成する。

■教育学研究科 教育学専攻 修士課程

教育学研究科の核になる考え方・研究方法の習得のために、教育学総論を置き、その習得を必修とし、教育現場の臨床教育現象の情報を収集し、実態を把握の上分析し、その問題を解決できる高度かつ専門的な教育研究能力と問題解決能力を育成するために、選択科目を設ける。さらに、高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究し、高度な専門的読解力、文章力、精深な学識と、論理的、学問的な思考力、研究能力、問題発見・解決能力を身に付けた学位論文作成に向けて、課題研究を行う。

■心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程前期（修士課程）

臨床心理領域の高度専門職者として必要な知識及び技術を学ばせるとともに、公認心理師受験資格に必要な大学院要件を満たすカリキュラムも学べ、さらに臨床心理学領域の研究を行う力を身に付けさせる。具体的には、人を生物・心理・社会的な存在として位置づけた上で、心理査定、心理支援の理念と方法に関する科目、保健医療、福祉、教育、産業、司法矯正、その他の分野における専門的知識と技術、および分野横断的な総合的知識と技術に関する科目、保健医療、福祉、教育等の分野における協働・連携に関する科目、心の健康の予防・促進・啓発に関する科目、臨床心理専門家としての倫理に関する科目、臨床心理学領域の調査や研究に関する科目を通して、体験的に深く学ばせる。

■心理学研究科 臨床心理学専攻 博士課程後期（博士課程）

臨床心理学に関するより高度な専門的研究を行う力を身に付けさせるとともに、臨床心理領域の高度専門職者を目指す人の指導者として必要となる知識と方法を学ばせる。具体的には、臨床心理学特殊研究、臨床心理査定特殊研究、心理療法特殊研究、学校臨床心理学特殊研究等の科目を通して、知識と方法、態度を学ばせるとともに、臨床心理学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを通して、研究論文作成を指導し博士論文を作成させる。

【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】【資料 3-2-3】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

本学の「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」は明確に示されている。この2つの方針に沿って、教育課程の編成、教育方法、学修・授業支援、就職支援、学生生活支援、卒業・修了の認定等、学生の入学から卒業・就職に至るまで、一貫性のある教育活動が行われている。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」に従い、各研究科、学部、学科、専攻、コースにおいて、各学修目標との整合性を図りながら、「シラバス作成の基本方針」と「教育課程の編成・実施の方針（カリキュラムポリシー）」に沿ったカリキュラム編成と、授業内容の体系的な教育プログラムとシラバスの作成が実施されている。シラバスには、各授業科目の学修目標、講義概要、成績評価方法と評価基準、各回の授業展開と授業内容とその授業に関わる学習課題として事前学習・事後学習の内容が示されている。また、ナンバリングシステムの導入によって履修順序に基づいた科目番号が付番（コース・ナンバリング）され、教育課程の体系的編成が明示されている。シラバスは冊子で全教員と全学生へ配布されているほか、大学ホームページにも公表されており、学外からも閲覧できるようになっている。

次に、キャンパス間での授業内容の統一・連携等に関する仕組みに関しては、平成 27(2015)年度の準備期間を経て平成 28(2016)年度よりすでに同一科目シラバスの講義概要と学習目標を共通化する親シラバス制度が開始されている。この実態に関しては、適宜学則に位置づける改正を全学的に実施している。それに加え、キャンパス間での授業内容の統一・連携を促進する組織的仕組みとして、同一科目担当者連絡会の開催を学則に位置づける改正を行っている。また、同一科目担当者連絡会の開催・実施を全学教務委員会下のカリキュラム編成専門部会の規定に追加し、具体的な全学的対応を明確にしている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】【資料 3-2-6】

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育に関わる開講授業科目数の策定、開講授業科目の選定、教養教育の授業実施の総括、教員の学科目登録の管理、教養教育の授業科目の編成・実施等に関しては「教養教育専門部会」が運営管理を行っており、社会動向を踏まえて授業科目の改善を行っている。

すでに「多文化理解入門」、「文章表現Ⅱ」、「文章表現Ⅲ」、「日本の文化と言語Ⅱ」（平成 28 年度）、「ヒューマンライフとサービス」（平成 29 年度）、「教養基礎演習Ⅲ」（平成 31 年度）を新設している。これは本学の「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」にある、「全学共通の教養科目を含む総合教育科目群の履修を通して、国際的視野、社会的責任感、他者への思いやり、倫理観、コミュニケーションスキル（文章表現能力、対話能力、異文化の理解力等）、情報処理能力など社会に求められる教養を身につける」ことを、これまで以上に徹底化することを目的としている。【資料 3-2-4】【資料 3-2-5】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

通常の授業においては、「双方向対話型・グループ討論を中心とした授業」（以下、「双方向対話型授業」という。）を、本学独自の教育方法として取り入れてきた。「双方向対話型授業」は、今日では平成 20(2008)年 12 月の「学士課程教育の構築に向けて」（中央教育審議会答申）、平成 24(2012)年 8 月の「大学教育の質的転換に向けて」（中央教育審議会答申）による「アクティブ・ラーニング」の名称で広く知られている授業形式にあたるものである。この「双方向対話型授業」の実践方法は、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部教育方針及び授業方法に関する規程」第 9 条に具体的かつ詳細に記述されている。

通信教育課程においても通学課程と同様に採用しており、「双方向対話型授業」の実践方

針は、面接授業（スクーリング）のシラバスには必ず記載し、教員が一方向的に知識を伝達する授業は行わないことを学生に誓約する形になっている。通信教育課程の学生による授業評価も通学課程と同様に行っている。自宅学習においても臨場感のある学習が実現するように「DVD 授業」を始めている。

「双方向対話型授業」を実行・継承するため、前述の「開学当時の教学運営の方針④FD（Faculty Development）制度の施行」に従い「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」（以下、「FD 専門部会」という）を設置し、FD 専門部会が中心となり開学より毎年「FD 研修会」を企画・実施している。また、全ての教員には、この「双方向対話型授業」を忠実に実施する模範授業の見学と報告を義務付けており、授業力のさらなる向上を目指して「FD 特別研修会」を開催し、ロールプレイ形式で「双方向対話型授業」の実践演習も行っている。

令和 2(2020)年度春学期から令和 4(2022)年度秋学期終了まで新型コロナウイルス感染症対策のために対面授業の体制が取れず、オンライン授業を余儀なくされていた。しかし、オンライン授業ではアプリケーションソフト「Zoom」を利用することでコロナ禍におけるオンライン授業でも双方向対話型授業は継続して実施されていた。コロナ禍にあつては、FD 専門部会が実施する模範授業の見学と報告に関しては十分に実施することは困難であったが、毎週木曜日に全教職員が参加する FD 研修会はコロナ禍でも継続開催されており、授業方法の工夫・開発に活かされている。【資料 3-2-7】【資料 3-2-8】【資料 3-2-9】【資料 3-2-10】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程の体系化と透明化は「カリキュラムマップ」「親シラバス」を毎年確認・評価することで推進していく。基礎教養科目を洗い直し、時代に即したカリキュラム編成を検討する。各学部において学生の教員免許取得、国家資格取得等に対応した学習カリキュラムを検討し、入学者全体の実力養成を図り、合格に向けた指針を決め目標とする。カリキュラム実施において教育内容の陳腐化を防ぎ、学生に最新最適の授業を行うためには、カリキュラム編成やそれぞれの内容について不断に見直す必要がある。

【エビデンス集】

【資料 3-2-1】「東京福祉大学 学則」

【資料 3-2-2】「東京福祉大学大学院 学則」

【資料 3-2-3】「大学ホームページ」（カリキュラム・ポリシー）

【資料 3-2-4】「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」

【資料 3-2-5】「大学ホームページ」（シラバス）

【資料 3-2-6】「東京福祉大学 教育課程及び履修方法に関する規程」

【資料 3-2-7】「大学ホームページ」（使命）

【資料 3-2-8】「東京福祉大学 通信教育課程に関する規程」

【資料 3-2-9】「大学ホームページ」（通信教育課程）

【資料 3-2-10】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学習指導の改善へ向けての学修成績の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

東京福祉大学のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは大学全体および学部学科ごとに策定され、学生要項及び大学ホームページ等で公表されている。本学は、この三つのポリシーに基づいて、学部学科ごとにカリキュラムを編成し、計画的な教育活動を実践している。

本学は学期（セメスター）制を取り入れており、授業科目の履修は文部科学省令「大学設置基準」に定める単位制を導入しており、単位認定の前提条件として、原則、授業実時間の4分の3以上（15回中12回以上、30回中23回以上）の出席を満たし、試験の上、平素の成績（以下、「GP(Grade Point)」という）を含め総合的に評価して、合格と判定された場合に認定している（表 3-3-1）。科目レベルの教育目的の達成状況は学期（セメスター）ごとの GP(Grade Point)によって把握することができる。

表 3-3-1 GP (Grade Point)

点数	成績	判定	GP
90～100 点	A	合格	4
80～89 点	B +	合格	3
70～79 点	B	合格	2
60～69 点	C	合格	1
59 点以下	F	不合格	0

評価の基準については「東京福祉大学 試験及び学業成績判定に関する内規」の第4章「成績評価等」に定めており、各科目担当教員が評価方法を基に判定している。なお、各授業科目で求められる「アサイメント（宿題）及びレポート課題」や詳細な「成績評価の基準と評定の方法」については、シラバスに明記されている。

アカデミックアドバイザーは、各学期（セメスター）の終了後、GP(Grade Point)、実習施設・実習校、授業出席状況、学生生活における特記事項等を記入する「在学生個別状況調査票」を作成することとなっており、学生の教育目的の達成状況を定期的に点検できる体制と仕組みが整備されている。また、成績不良学生への対策として教育目的の達成状況の把握と改善に向けた迅速、かつ適切な指導体制を整備しており、各学期（セメスター）の終了時に直近又は通算の GPA(Grade Point Average)が 2.0 未満の学生に対し、アカデミ

ックアドバイザーが行った指導の内容とその後の経過を「成績不良指導報告書」として各学部長（学科長）を経て教務課に提出することになっている。具体的には、アカデミックアドバイザーが当該学生と個別面談を行い、授業中の態度、予習・復習状況、アルバイト実施状況等を確認し、本人に成績不良に陥った原因を振り返らせ、生活態度の改善や将来の展望等を考えさせることにより、自主的かつ意欲的に学習に取り組むよう促す等の指導を行っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】【資料 3-3-3】

3-3-② 教育内容・方法及び学習指導の改善へ向けての学修成績の点検・評価結果のフィードバック

本学では、教育内容・方法及び学修指導等の改善のため、「学生による授業評価アンケート」を導入・実施している。この「学生による授業評価アンケート」は、各学期（セメスター）の終わりに、授業科目ごとに、教員の授業の進め方、授業内容、教材内容のほか、教育内容の適切性など、多項目に質問を配した「授業評価質問票（A）（B）」を使用して受講学生が評価するものである。授業科目の評価が極端に低い専任教員については、学部長（学科長）が個別にヒアリング・指導を行い、次学期（セメスター）での授業方法の改善に繋げるようにしている。学部長（学科長）の指導内容は「教員指導報告書」として、全学教務委員会の委員長である学長に報告されている。

この「学生による授業評価アンケート」のほか、「ファカルティ・ディベロップメント専門部会」（以下、「FD 専門部会」という）による授業見学も継続的に実施されており、その評価結果は教育内容・方法及び学修指導等の改善と向上に向けて教員にフィードバックされている。また、本学の教育方法の特色である学生主体のディスカッションや発表等を取り入れた双方向対話型授業の徹底と学修指導内容等の改善を目的とした全教員参加による授業の相互参観を実施していたが、新型コロナウイルス感染症の流行下（以下、「コロナ禍」という。）以降は中断している。この教員相互による授業見学の実施後は、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」第 9 条（具体的授業方法）を踏まえて「授業見学報告書」を提出し、教員相互に授業・学修指導方法の具体的な改善に役立てている。

なお、「学生による授業評価アンケート」の集計結果は、本学附属図書館で閲覧が可能となっている。【資料 3-3-4】～【資料 3-3-9】

（3）3-3 の改善・向上方策（将来計画）

全学教務委員会において、公平かつ適正な学生の学業成績評価を促進するために、各教員の評価（成績）の基準と評定の方法を全科目の同一科目を対象として共通化し、毎年春期と秋期終了後 2 回、同一科目担当者協議会を開催して成績評価の規準と評定の方法の点検と修正を適宜実施する。ファカルティディベロップメント（FD）をさらに充実させる。講義内容だけでなく、教員の研究指導等、状況を踏まえた方法の改善を行い、またその成果分析を学内公表する。全教員参加による授業の相互参観を常態化するとともに、職員による授業観察も実施し、授業内容とシラバスとの対比を恒常化する。【資料 3-3-10】

【エビデンス集】

- 【資料 3-3-1】「東京福祉大学 学則」
- 【資料 3-3-2】「東京福祉大学 ホームページ」(シラバス)
- 【資料 3-3-3】「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」
- 【資料 3-3-4】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くカリキュラム編成専門部会規程」
- 【資料 3-3-5】「授業評価質問票 (A) (B)」※学生による授業評価アンケート
- 【資料 3-3-6】「授業評価質問票 (A) (B) 通信教育課程」※学生による授業評価アンケート
- 【資料 3-3-7】「令和 4 年度 秋期授業評価平均値一覧」
- 【資料 3-3-8】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くファカルティ・ディベロップメント専門部会規程」
- 【資料 3-3-9】「授業見学報告書」
- 【資料 3-3-10】「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」

〔基準 3 の自己評価〕

本学の「ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)」と「カリキュラム・ポリシー (教育課程の編成・実施の方針)」は明確に示されており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、及び関係省庁の指針に従いカリキュラムの改正は適切に行われている。単位認定基準・、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は仕組みが整備され、厳格に運用されており、また、効果的な教育を実施するために教育方法や学修・授業支援の工夫にも努めている。

全授業科目のシラバスは春期・秋期別に冊子にして全教員及び全学生に配布され、全授業科目のシラバスは大学ホームページでも公表されている。カリキュラム・ポリシーに沿って教育課程は体系的に編成されており、シラバスには授業科目内容等のほか、科目の履修順序に基づいた科目番号 (コース・ナンバリング) が付番され、このナンバリングシステムによって教育課程の体系化を確認することができる。授業科目の実施計画は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいて作成されている。教務委員会によって作成された授業科目別の親シラバス (シラバス項目のうち「講義概要」「学修目標」「成績評価の規準と評定の方法」「授業形態」を共通化したシラバス) に基づき、担当教員の専門性や学生の実態を考慮して授業計画の作成は行われている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

理事長については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」第11条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定められている。また、学長については「東京福祉大学 組織運営規則」第2条第1項に「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と定められており、理事長、学長の責務と役割は明確になっている。

教学部門の重要事項の意思決定は、教授会・研究科委員会での審議を経て、「学長」が決定することとなっており、毎月1回、教授会・研究科委員会はそれぞれ開催され、教育、研究に関する事項の審議と連絡調整を行い、その結果は学長に報告されており、円滑な大学運営が図られている。

理事長は、「理事会」のほか、学校法人の経営陣と学長・学部長等の教学部門の管理職等が意見交換を行う場として設けられた「法人・教学連絡会」でも、議長となり学校法人及び大学の経営等について闊達な意見交換が交わされるようリーダーシップを発揮している。

学長についても、教学部門の最高責任者として理事として理事会に出席し、また、「教育研究評議会」「法人・教学連絡会」等の大学の重要事項を審議・検討する会議において、自ら議長となり采配を振るっている。このほか、教学組織における委員会のなかでも「自己点検・評価委員会」「通信教育委員会」等の重要な会議についても、学長自らが委員長を務め、組織運営の統制を図り、リーダーシップを発揮している。【資料4-1-1】【資料4-1-2】【資料4-1-3】【資料4-1-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-1】「大学ホームページ」（規定・コンプライアンス）

【資料4-1-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」

【資料4-1-3】「東京福祉大学 学部教授会規程」

【資料4-1-4】「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

「東京福祉大学 学部教授会規程」、「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」に基づき、各学部・各研究科に教授会（研究科の教授会は、「研究科委員会」という。）を設置し、学長が次に掲げる教育研究に関する事項、①「教育課程の編成等に関すること」、②「入学、退学、転入学、休学、停学、復学、除籍、進級、卒業及びその他学生の身分に関すること」、③「評価、試験及び学位の授与に関すること」、④教育・研究の推進及び教員の学術論文等に関すること」、⑤「ファカルティ・ディベロップメント、研修等に関すること」、⑥「教育研究評議会から諮問を受けたこと」、⑦「その他、教育研究に関する重要事項で学部教授会・研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。」についての決定を行うにあたり、教育研究に関する専門的な観点から審議し、学長に対して意見を述べるものとしている。

教育・研究運営に関する委員会等の組織は「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教学の運営にかかる組織図」に示すとおりである。本学の教学に関する重要事項の審議機関として、学長の下に教育研究評議会を設置している。教育研究評議会は、学長・副学長・各研究科長・各学部長・通信教育部長・各研究科及び各学部から選出された教授・事務局長・各課長・その他学長が指名する教職員で構成され、教育研究に関する専門的な観点で議案の審議を行い、学長に対して意見を述べている。令和4(2022)年度の各学部教授会・研究科委員会の開催回数は次のとおりである。【資料4-1-4】【資料4-1-5】【資料4-1-6】

表4-1-1 令和4(2022)年度の各学部教授会・研究科委員会の開催回数

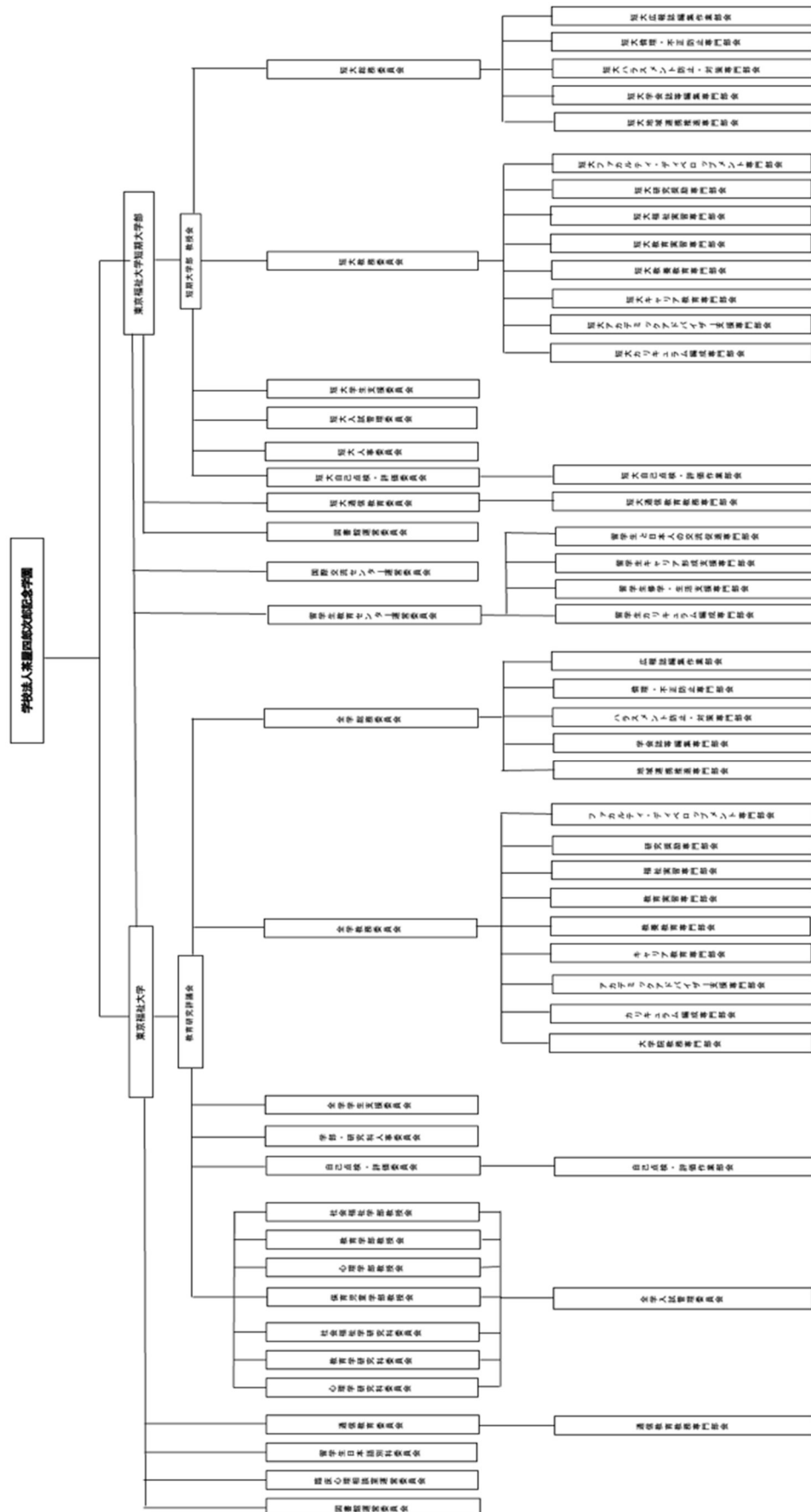
社会福祉学部	13回
保育児童学部	12回
教育学部	11回
心理学部	12回
社会福祉学研究科	16回
教育学研究科	13回
心理学研究科	12回

図4-1-1 東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教学の運営にかかる組織図

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-4】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料4-1-5】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」



【資料4-1-6】「教職員データ」

【資料4-1-7】「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教学の運営にかかる組織図」

【資料4-1-8】「東京福祉大学 学部教授会規程」

【資料4-1-9】「東京福祉大学大学院 研究科委員会規程」

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学の事務組織について、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に、事務組織及び各組織の業務分掌を定めている。法人、大学（大学院及び学部を含む、以下同じ。）及び短大の業務を行うため、法人事務局、大学・短大事務局を置き、法人事務局に法人事務課及び法務室、大学・短大事務局に総務課、財務課、入学課、教務課、通信教育課、福祉専門職支援室及び保健管理センターを設置し、その役割は明確になっており職務分掌に定める業務を所管している。現在、法人・大学の職員は専任職員197人、非常勤職員46人の計243人が在籍し、各部署・各業務に必要な人員は適切に配置され、教学マネジメントの機能性も適切に維持されている。【資料4-1-10】【資料4-1-11】【資料4-1-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-1-10】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料4-1-11】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織図」

【資料4-1-12】教職員データ

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の意思決定については、教育研究評議会、各学部教授会、各研究科委員会がそれぞれの役割を果たし、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップに十分に機能している。しかし、「東京福祉大学 教育研究評議会の委員会に関する規程」に基づき、「教育研究評議会から委嘱された事項について、東京福祉大学（以下、「本学」という。）の建学の精神を踏まえて、教育研究の質の向上を図り、課題探求能力の育成と責任ある授業運営により学生の卒業時の質を確保し、また、研究の高度化、地域への貢献に努め、大学の社会的責任を全うすることを旨として、審議し実行するものとする。」として設置された各委員会・部会の活動について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて活動休止中の委員会・部会も多くあり、再開にあたり活動内容の再検討が求められている。今後、時代の変化、学生のニーズに合わせて各委員会・部会の活動方針・活動内容を再検討した上で、適切な運営のあり方を検討していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員の採用・昇任等は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」「東京福祉大学 教員任用規程」「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」「東京福祉大学 学部・研究科 人事委員会規程」等に基づいて、本学の教育目的及び教育課程に即して実施されている。

教員の確保と配置に関しては、現在、本学の専任教員数は147人と大学設置基準（107人）の約1.4倍の専任教員数を擁し、全体の教育課程の運営に支障のない体制が確保されている。専門教育に関しては、厚生労働省指定の資格課程や教職課程を考慮した教員が適切に配置されている。教養教育に関する管理運営は「教養教育専門部会」、就職・キャリア支援教育に関する管理運営は「キャリア教育専門部会」が行っており、必要に応じて専門教育の専任教員が教養教育・キャリア支援の授業科目を担当することもある。【資料4-2-1】～【資料4-2-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-2-1】「東京福祉大学 学部・研究科人事委員会規程」

【資料4-2-2】「東京福祉大学 教員任用規程」

【資料4-2-3】「東京福祉大学 教員任用規程に関する内規」

【資料4-2-4】「東京福祉大学 教育学部教員の任用等に関する内規」

【資料4-2-5】「東京福祉大学 教育学部教員の任用等に関する申し合わせ」

【資料4-2-6】「東京福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科教員資格審査基準に関する内規」

【資料4-2-7】「東京福祉大学 社会福祉士養成科目及び精神保健福祉士養成科目の採用基準内規」

【資料4-2-8】「東京福祉大学 保育士養成科目の採用基準内規」

【資料4-2-9】教職員データ

【資料4-2-10】「大学ホームページ」（スタッフ・教員一覧）

【資料4-2-11】「大学ホームページ」（教員の状況）

【資料4-2-12】「大学ホームページ」（就職・キャリア支援）

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD (Faculty Development) の取り組みは「教務委員会」「FD専門部会」が中心となり企画・運営を行っている。毎年度3月には、翌年度より新規に着任する教職員を含む全教員を対象に「全学教員研修会」を開催し、「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 教育方針及び授業方法に関する規程」に基づいて、本学の授業方法の特徴でもある双方向対話型授業の進め方を中心に、授業の展開方法、学生への動機付け、成績評価、課題の出し方等の本学の教員としての基本的な研修内容のほか、アカデミックアドバイザーを担当する教員への特別研修も行っている。コロナ禍においてはオンラインソフト「Zoom」の操作方法やオンライン上での双方向対話を取り入れた授業運営方法等を研修に取り入れている。非常

勤教員へも同様の研修内容を別日程で実施しており、専任・非常勤に関わらず、本学の授業方法は徹底して教授されている。

本学では、平成12(2000)年の開学当初から、学生の学習能力や教育効果を高める方策の一環として、研修会や授業見学を行いながら教員の授業内容・方法を改善するなど、全学を挙げた実践的なFD (Faculty Development) への取り組みが継続されており、年間を通して教員の資質・能力向上のためのFD研修会が実施されている。

令和4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もありオンラインソフト「Zoom」を使用したFD研修が中心ではあったが、質の高い大学・大学院教育の実現を目指すことを目的として、教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施に向けた活動を以下のとおり実施している。

- ①教職員研修会（対象：本学教職員、木曜日15:15～16:35）
- ②非常勤講師研修会（対象：本学非常勤講師、5月14日～6月25日の隔週土曜日 10:00～12:00、計4回実施）
- ③新任教員に対するZoomを用いた遠隔授業のサポート（個別）
- ④キャリア開発教育科目における教授法指導

【資料4-2-13】【資料4-2-14】

【エビデンス・資料編】

【資料4-2-13】「東京福祉大学及び東京福祉大学短期大学部の教育方針及び授業方法に関する規程」

【資料4-2-14】「令和4(2022)年度 FD 専門部会 活動報告」

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

コロナ禍において中断している各学期末に実施している学生への「授業評価アンケート調査」を再開し、アンケート結果を反映した教育環境の整備、教育内容・方法等の具体化の取り組みを計画・実施する。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学のSD (Staff Development) については、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」を定め、職員を対象とした、管理運営や教育及び研究支援を含めた資質向上のための組織的な取り組みを明確にしている。

職員の資質・能力向上の取り組みとしては、配属先の職場でのOJT(On The Job Training)が中心となるが、担当業務に応じて、「日本私立大学協会」、「日本私立学校振興・共済事業団」、「私学経営研究会」、その他外部団体等が主催する研修会に個別に派遣参加させる

など、業務遂行のために必要となる知識・資質・能力向上の機会は適切に提供されている。また、平成24(2012)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」を整備し、本学大学院に内部進学を希望する教職員には、授業料を奨学金として減免する等、費用面での負担軽減も支援している。【資料4-3-1】【資料4-3-2】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-3-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」

【資料4-3-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教職員の学内進学奨学金制度規程」

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

職員の業務遂行能力の向上を目指し、職員の資質・能力向上の機会を適切に提供するとともに、各課職員間のコミュニケーションを図り、目的意識を共有しつつ、大学の課題を的確に把握し、問題解決能力のある職員を組織的に養成するために定期的に職員研修会を開催する。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

本学では、現代社会の現実的課題の解決を目的とし、「理論と実践の統合」を核とした実践的な教育・研究を推進している。各学部・大学院研究科の教育研究推進のために必要な施設は各キャンパスに設置されている。また、専任教員には個室研究室が貸与され、大学院生が利用する院生室には、研究活動に必要な備品のほか、パソコン・プリンター等の情報処理機器も設置されている。

本学に附属する東京福祉大学附属茶屋四郎次郎記念図書館（以下、「附属図書館」という）は約 86,000 冊の蔵書を有し、主に内外の専門図書並びに研究誌等を所蔵している。附属図書館内には OPAC 検索専用のパソコンも設置され、自由に図書館所蔵の資料を検索できるようになっている。さらに、他大学・機関の図書館との間で結んだ図書館相互協力（ILL、Inter Library Loan）を利用して蔵書の活用を可能にしているほか、国立情報学研究所とのオンラインによる情報収集・提供も行っている。

教員の研究活動を支援するために「研究奨励専門部会」が設置され、福祉・心理・教育の学問領域の枠を超えた研究活動の推進に取り組んでいる。具体的な活動としては、各種助成金公募案内の配信（令和 4(2022)年度 33 件）、科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金／科学研究費補助金）の公募スケジュールの配信・説明会・アドバイスセッション・科研プレゼンテーション等を実施し、教員の「競争的研究資金」獲得を支援してい

る。なお、令和4(2022)年度科学研究費助成金配分額において、本学は私立585機関中254位であった。

また、定期的に「東京福祉大学・大学院紀要」を発行し、東京福祉大学・大学院の教職員、大学院生、卒業生の教育・研究活動を発表する場所を提供している。【資料4-4-1】

【資料4-4-2】【資料4-4-3】【資料4-4-4】

【エビデンス集・資料編】

【資料4-4-1】「大学ホームページ」(学外研究施設・附属機関・併修校)

【資料4-4-2】「大学ホームページ」(茶屋四郎次郎記念図書館)

【資料4-4-3】「大学ホームページ」(東京福祉大学 文部科学省・日本学術振興会科学研究費採択課題)

【資料4-4-4】「令和4(2022)年度 研究奨励専門部会 活動報告」

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理の確立と厳正な運用に関し、本学は、不正行為等については、平成23(2011)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を行っている。

「研究活動に関する不正防止」については、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(平成26年2月15日改正)」に基づき、平成26(2014)年10月1日に「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」「東京福祉大学 科学研究における行動規範」の改訂を行うとともに、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」を新たに整備制定している。このような研究活動に関する不正防止に係わる学内諸規則は教職員がいつでも閲覧できるようサーバ共有フォルダで開示されている。

また、倫理不正防止専門部会が中心となり、全学教職員の参加する「全体ミーティング」及び教員を対象とする「研究倫理研修会」等において倫理綱領や行動規範、研究成果の発表方法、研究費の適切な使用等に関する内容を講義した上で、理解度アンケートの実施、誓約書の提出を義務付け、教職員への周知徹底を図っている。

また、「日本学術振興会」が提供する「研究倫理eラーニングコース」をすべての教員及び大学院生に受講させ、修了証書の提出を義務付けている。学部生についても学年別に研究倫理教材を作成し、アカデミックアドバイザーによる研究倫理研修が実施されている。

令和4(2022)年度における科学研究費補助金に関する内部監査は、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」に従って、令和4(2022)年10月20日から11月8日にかけて実施されている。監査項目は、財務課による自己点検の検証、総務課による検収業務及び科研費備品台帳の確認、検収業務担当者への聴き取り調査、サンプルを抽出した上で実際の研究費使用状況や納品状況等についての事実関係の確認となっている。【資料4-4-4】～【資料4-4-12】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-4】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」

【資料 4-4-5】「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」

【資料 4-4-6】「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」

【資料 4-4-7】「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」

【資料 4-4-8】「東京福祉大学 科学研究における行動規範」

【資料 4-4-9】「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」

【資料 4-4-10】「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等体制図」

【資料 4-4-11】「令和 4(2022)年度 倫理不正防止専門部会 活動報告」

【資料 4-4-12】「令和 4(2022)年度 学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事業報告書」

4-4-③ 研究活動への資源の配分

現代社会の現実的課題の解決を目的とし、「理論と実践の統合」を核とした実践的な研究を資金面からバックアップするため、本学では全教育職員に対して下表のとおり教育研究費を配分している。

表4-4-1 教育研究費・研究旅費 年間支給額

役職	教育研究費	研究旅費
教授（大学院専任教員の場合）	450,000円	150,000円
教授	400,000円	130,000円
准教授	350,000円	120,000円
講師	300,000円	110,000円
助教	250,000円	100,000円
助手	150,000円	80,000円

また、本学の教育・研究上に必要な図書・資料に関しては、別予算（令和 4 年度予算年間：1,615 万円）を組み、本学の附属図書館の蔵書として購入することができる。図書・資料の購入に関しては、図書館運営委員会の活動を通して適切に運営・管理されている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

【エビデンス集・資料編】

【資料 4-4-6】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教育研究費及び研究旅費規程」

【資料 4-4-7】「令和 4(2022)年度 図書館運営委員会 活動報告」

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学の研究活動のさらなる活性化に向けて、本学に所属する教育職員及び大学院生を対象とした学内競争的研究資金制度を設置することを検討する。

[基準 4 の自己評価]

大学の意思決定については、教育研究評議会、各学部教授会、各研究科委員会がそれぞれの役割を果たし、大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップに十分に機能している。また、学長の諮問機関である教育研究評議会は、副学長・各研究科長・各学部長・通信教育部長・各研究科及び各学部から選出された教授・事務局長・各課長・その他学長が指名する教職員によって構成され、審議を行っており全学的な方針を学内へ周知徹底する仕組みは整備されている。

本学の教員構成は、大学設置基準及び指定規則等の必要教員数に準じて教員を配置しており、教育目的に即した教員の採用と配置を満たしている。教職員の資質・能力向上の機会「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 スタッフ・ディベロップメント規程」に基づき、適切に提供されている。

教育研究支援については、施設・蔵書・研究機器等の整備はもとより、研究活動を支援する研究奨励専門部会の活動により、教育研究活動は適切に運営・管理されている。

「東京福祉大学 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金取扱規程」「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」「東京福祉大学 科学研究における行動規範」「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等の組織体制」に基づき、調査・研究に係る倫理審査体制は明確に構築されており、倫理不正防止専門部会の活動や内部監査によって適切に運営・管理されている。

教学マネジメントの機能性に関しては、学長のリーダーシップのもと、教育研究評議会、各学部教授会、各研究科委員会がそれぞれ適切な役割を果たし、大学の意思決定の仕組みは十分に機能している。

以上のことから「基準4」を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1の自己判定

「基準項目5-1を満たしている。」

(2) 5-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

学校法人茶屋四郎次郎記念学園（以下、「本法人」という。）は「教育基本法」「学校教育法」に基づき、寄附行為（第3条 目的）に「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。」と定め、大学運営・学校教育において遵守すべき「私立学校法」「大学設置基準」等の関係法令が改正された場合は、学内の関係諸規則及び管理運営体制の修正を適切に実施している。

教職員の就業については「教員就業規則」「職員就業規則」「事務組織規則」等の学内諸規則を適切に整備しており、全ての教職員は法令及び学内諸規則を遵守しながら適正に履行することが求められており、事務部門の業務を効率的かつ円滑に遂行するため「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」に事務組織、職制、職務分掌等を明確にし、職員は規律性と誠実性を維持しつつ業務を遂行している。

また、不正行為等の防止等について、平成23(2011)年に「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」を制定し、公益通報窓口を法人事務局法務室及び法人監事に置き、不正行為等の早期発見と是正を行っている。

「研究活動に関する不正防止」については、令和3(2021)年2月1日に改正された文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」（基本方針、不正防止計画含む）、「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」、「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」、「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」（科学研究における行動規範、不正行為への体制等含む）を整備・制定し、全教職員の参加する「全体ミーティング」及び教員を対象とする「研究倫理研修会」等において教職員への周知と徹底を行っている。こうした研究活動に関する不正防止に係わる学内諸規則は教職員がいつでも閲覧できるようサーバ共有フォルダに開示されている。

経営の規律と誠実性について「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」に基づき、理事長が職員の中から指名した監査担当者に「業務監査（業務執行手続における各種規程等の遵守に関する監査）」「会計監査（予算執行手続、財産管理における各種規程等の遵守に関する監査）」が年4回以上実施されている。その監査結果は「内部監査報告書」として理事長に報告されている。令和2(2020)年2月より、内部監査規程第3条および事務組織規則第3条1項及び第8条第3項に規定を追加し、新たに「内部監査室」を設け、体制を強化している。また、外部監事による監査も「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて適切に実施されている。【資料5-1-1】～【資料5-1-12】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

東京福祉大学（以下、「本学」という。）の「建学の精神」である「理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成」と、「大学の使命」である「できなかった子（生徒）をできる子（学生）にする教育」を実現するために、全学と各学部・学科及び各大学院研究科の「教育目的」を定め、「教育基本法及び学校教育法に則り、社会経済的背景における人間の行動・地域社会及び社会制度等に関する諸科学を総合的に教授、研究し、高潔なる人格と豊かな理想・感情を培い、社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の理論と技術を体得させることによって優秀な社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の専門家を養成することを目的とし、広く社会福祉、介護福祉、精神保健福祉、保育児童、教育、心理の増進に直接寄与する」という使命を果たすべく人材の育成に努め、福祉・心理・教育・保育などの領域で活躍する人材を輩出している。

私学を取巻く厳しい社会環境の変化に迅速に対応し、教育機関としての社会的使命と目的を果たし着実に発展していくために、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度5ヵ年計画）」（以下、「中長期計画」という。）を策定し、「建学の精神と大学の使命の実現」「本学をめぐる環境条件の変化への対応」「中期長計画の重点目標」を長期ビジョンとして掲げ、「教育・研究に関する中期目標」及び「経営・管理と財務」に対するこれからの取り組みを示している。計画に基づき、各部門で中長期計画の実現に向けた具体的な取り組みを行っている。

なお、中長期計画の策定は平成27(2015)年度から平成31(2019)年度までの第1期中長期計画の終了に伴い、令和元年度に令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を第2期目とする「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」を策定している。中長期計画の策定にあたっては「東京福祉大学 将来計画委員会」の下に作業チームである「中長期計画策定作業部会」を設け、第1期中長期計画の全項目について、達成できたこと、達成できなかったこと、また、その理由をチェックシート形式で点検し、第2期中長期計画の策定に反映させている。

また、私立大学として社会に対する説明責任を果たし、高等教育における重要な役割を担っていくためには、社会からの信頼と支援が欠かせないとの認識のもと、令和3(2021)年5月に「日本私立大学協会憲章『私立大学版ガバナンス・コード』〈第1版〉」を規範にして「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 東京福祉大学・大学院 ガバナンス・コード（第1版）」を策定している。

今後、このガバナンス・コードを遵守した大学運営を行っていくことで、ステークホルダーや地域社会から信頼される大学として、更にその存在感を高めていく。【資料5-1-13】 【資料5-1-14】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学では、次のような取り組みを通じて環境保全、人権、安全への配慮を行っている。

環境保全については、環境省が推進する放射線の健康影響に関する風評の払拭を目指した事業「ラジエーションカレッジ」に大きく寄与したとして、令和4(2022)年2月28日付で本学は環境省より感謝状をいただいている。

人権侵害やハラスメント等の予防と対策について「教員就業規則」「職員就業規則」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する指針」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する規程」等に基づいて、全教職員への注意喚起を行っている。

平成25(2013)年9月19日には大学ホームページに「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 コンプライアンス宣言」を掲載し、本学における個人の尊重及び環境の保護や、社会における立場を表明している。

ハラスメント等の防止については、平成24(2012)年に「セクシュアル・ハラスメント等対策専門部会」を設置し、平成28(2016)年12月からは、今般問題となっているアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント、その他のハラスメントにその対象を拡大し、「ハラスメント防止・対策専門部会」として改編している。ハラスメント防止・対策専門部会では、「ハラスメントの防止及び排除のための措置、対策」「施策立案」「関連諸規則の整備並びに情報収集、広報啓発活動等の積極的推進」

「苦情相談の受入れ窓口となり、苦情相談にかかわる問題の事実関係の確認及び当該苦情相談にかかわる当事者に対する指導・助言等により、当該問題を適切かつ迅速に解決する」「苦情相談の受理、事実関係の確認及びその対応と措置」等、ハラスメント等の防止と対策に取り組んでいる。

なお、令和元(2019)年11月には、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正により、妊娠・出産・育児・介護休業等に関する言動により、就業環境を害されることを防止する措置を講ずることが義務付けられたことを踏まえ、ハラスメントの定義に妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントを追加し、規程及び指針を改正している。

学生への指導・周知として、まず、入学時のオリエンテーションにおいて「学生生活の手引き」の冊子を配布して、学生生活全般に関する説明のほか、人権及びハラスメント等の防止、情報の取り扱い、薬物乱用の防止等、人権、安全への配慮についての注意・啓発を行っている。

また、防災と災害対策については「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」に基づいて消防設備点検を定期実施している。火災・水害・震災等のほか、大学に関わるリスク全般については「全学総務委員会に置く危機管理対策作業部会」が、想定されるリスクの確認と具体的な予防対策を講じている。また、毎年、各キャンパスで防災訓練を実施しているほか、防災マップ・避難誘導マップを校舎内の学生の目につく場所に掲示している。

学生・教職員の健康の確保と安全な学内環境の形成については「労働安全衛生法」「東京福祉大学 安全衛生管理規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」等に基づいて、衛生委員会と保健管理センター運営委員会が中心となり健康・安全の維持・管理を行っている。具体的には、新型コロナウ

イルスやインフルエンザ等の感染症、熱中症等の予防等に関するポスター等の掲示と学内啓発、衛生委員会による学内安全パトロールの実施と危険個所の改善を行っている。

また、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう昨今においては、保健管理センターに「新型コロナウイルス感染症の感染防止に関する会議」を設置し、保健管理センター長と各部門担当者が学内の感染状況の把握と共有、感染防止や授業運営に関する基本方針を審議検討している。【資料5-1-2】 【資料5-1-3】 【資料5-1-15】～【資料5-1-24】

【エビデンス集】

- 【資料5-1-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」
- 【資料5-1-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 教員就業規則」
- 【資料5-1-3】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 職員就業規則」
- 【資料5-1-4】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」
- 【資料5-1-5】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 公益通報者の保護等に関する規程」
- 【資料5-1-6】 「東京福祉大学 公的研究費運営管理規則」
- 【資料5-1-7】 「東京福祉大学 公的研究費取扱規程」
- 【資料5-1-8】 「東京福祉大学 公的研究費不正防止計画」
- 【資料5-1-9】 「東京福祉大学 研究活動における不正行為への対応等に関する規程」
- 【資料5-1-10】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 内部監査規程」
- 【資料5-1-11】 「内部監査実施報告書」
- 【資料5-1-12】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」
- 【資料5-1-13】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）」
- 【資料5-1-14】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 東京福祉大学・大学院 ガバナンス・コード（第1版）」
- 【資料5-1-15】 「Voyage 大海へ 2022.8月」
- 【資料5-1-16】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する指針」
- 【資料5-1-17】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 ハラスメントの防止及び対策に関する規程」
- 【資料5-1-18】 「大学ホームページ」（コンプライアンス宣言）
- 【資料5-1-19】 「学生生活の手引き」
- 【資料5-1-20】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 防火管理規程」
- 【資料5-1-21】 「東京福祉大学 安全衛生管理規程」
- 【資料5-1-22】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター規程」
- 【資料5-1-23】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 衛生委員会規程」
- 【資料5-1-24】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 保健管理センター運営委員会規程」

(3) 5-1の改善・向上策（将来計画）

高等教育機関として求められる管理運営体制や関係諸規則は整備され、「建学の精神」「大学の使命」の実現に向けて、経営の規律と誠実性は維持されている。また、私学を取

巻く厳しい環境の変化に迅速に対応するため、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度を第2期目とする「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画」を策定し、計画の実現に向けて取り組みを継続している。しかしながら、中長期計画の年次計画へのフィードバックが行えていない点が課題となっている。使命・目的の実現への継続的努力は行われており、環境保全、人権、安全への配慮については、新型コロナウイルス感染症の流行下（以下、「コロナ禍」という。）において実施を中断していた地元消防署の協力を得て実施していたAED（自動体外式除細動器）の使用方法的講習等を令和5(2022)年度より再開する予定である。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目5-2を満たしている。」

(2) 5-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）に、本法人の役員は、理事9人、監事2人と定められ、理事は「学長」「評議員のうちから評議員会において選任した者4人」「学識経験者のうち理事会において選任した者4人」としている。監事は「この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」としている。

理事会は「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」に「定例理事会は、1年度につき6回開催し、うち2回は毎年5月及び3月に開催する。また、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。」と定められ、概ね2か月に一度、定例理事会を開催している。また、理事長が必要と認めるときには臨時理事会が招集されている。5月の定例理事会では、前年度の事業報告書案及び決算案に関する審議のほか、監事から前年度の監査報告が行われており、毎年、年度末3月の理事会では、その年度の収支補正予算案及び翌年度の事業計画案及び予算案等に係る重要事項の審議が行われている。

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は下表のとおり理事会を開催している。理事会は私立学校法及び寄附行為に基づいて適切に運営されており、議事録には出席理事のうち議事録署名人として指名された理事が議事録確認し署名している。理事会議事における重要事項は、①教育研究評議員会において事務局長から理事会議事と結果を報告、②教授会にて学部長より報告、③全体ミーティングにて理事長より教職員に周知、④学内メールによる周知、のいずれかの方法により教職員に周知されている。【資料5-2-1】 【資料5-2-2】

【資料5-2-3】

表5-2-1 理事会開催及び理事の出席状況

令和2～4年度 理事会出席状況(令和5年5月1日現在)

	回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
令和2年度	現 員	9	9	9	9	9	9	9	8	9	8	8	9	9	6	9	9
	出席	6	8	9	9	9	8	9	7	8	8	8	9	7	6	7	7
	書面出席	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	2	2
	出席率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%	88.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
令和3年度	現 員	9	9	9	9	9	7	8	9	9	9	9					
	出席	8	9	6	8	7	7	8	9	8	8	8					
	書面出席	1	0	1	1	2	0	0	0	0	1	0					
	出席率	100.0%	100.0%	77.8%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	88.9%	100.0%	88.9%					
令和4年度	現 員	9	9	9	9	9	8										
	出席	9	8	8	7	9	7										
	書面出席	0	1	1	2	0	0										
	出席率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	87.5%										

※出席率は書面出席も含む

※令和2年度 第14回の現員数は特別利害関係人3名を除いた人数

【エビデンス集】

【資料5-2-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」

【資料5-2-2】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 理事会運営規程」

【資料5-2-3】「理事会 議事録」

(3) 5-2の改善・向上策(将来計画)

令和4(2022)年度は、6回の理事会が開催されている(過去3年間で年平均11回)。また、都合により出席が困難な理事についても、可能な限り欠席とはせず、オンラインソフトを利用して出席を依頼しており、戦略的な意思決定ができる体制は整備され、適切に機能していると判断する。私立大学を取巻く経営環境は年々厳しさを増してきており、最高意思決定機関である理事会には、適切な運営と意思決定が求められている。私立学校法の改正も控え、評議員と理事の兼任禁止をはじめ、今後理事会の運営は大きく変わることが考えられる中、今後も理事会の適切な運営を継続していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為(第11条 理事長の職務)」に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。」と定めている。学長は「東京福祉大学 組織運営規則(第2条 学長)」に「学長は、理事長の指示の下で建学の理念に従い、本学の校務に関する決定権を持ち、大学運営について責任を負う。学長は決定を行うにあたり、教授会等の意見を慎重に参酌するものとする。」と定めており、理事長及び学長の責務と役割は明確になっている。

また、令和元(2019)年度12月には、理事長を適切に補佐し、他の理事との序列を明確にし、大学運営責任の明確化を図ることを目的として副理事長職を設け、強いリーダーシップを発揮してもらえる若手理事を副理事長職に登用し、次の世代に向けて若返りを図っている。

さらに、法人を代表する理事長と副理事長、理事、教学を代表する学長、副学長、研究科長、学部長等で組織する「法人・教学連絡会」を設置し、法人と教学とのコミュニケーションを図っている。法人・教学連絡会は大学運営上の諸問題について情報を共有し、経営・教学の両面から問題を分析・検討する場であり、部分最適ではなく全体最適を狙いとして、法人・大学にとって最も合理的な判断を的確に見いだすための組織である。また、本学の教職員から選任された内部理事が教職員からの意見を適切に理事会に反映する体制もできており、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化は図られていると判断する。【資料5-3-1】 【資料5-3-2】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

監事は寄附行為第7条に基づき、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しており、寄附行為第15条に定める職務「①この法人の業務を監査すること」「②この法人の財産の状況を監査すること」「③この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事及び評議員会に提出すること」「④監査の結果、この法人の業務又は財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」「⑤前①～④の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること」「⑥この法人の業務又は財産の状況又は理事の職務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること」を遂行している。

具体的には、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」「学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）」等に準拠し、会計業務が予算統制制度に基づき執行されているかを監査しており、期中の会計監査では取引記録等の妥当性の検証、期末の会計監査では資産の実在性、負債の網羅性、基本金の合目的性、予算の資金収支及び消費収支の妥当性等をそれぞれ検証し、期末の財政状態を確認している。

毎会計年度、監事は「監査報告書」を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会・評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果の報告を行っている。法人の債務超過や学生数の減少その他法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を「監査報告書」に記載し、報告を行っている。

評議員会に関しては寄附行為第19条から第25条に定めており、本法人の評議員の定数は20～28人とし、その内訳は「この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者5人以上8人以下」「この法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上のもののうちから、理事会において選任した者1人以上3人以下」「学識経験者のうちから、理事会において選任した者14人以上17人以下」とし、任期は各3年として

いる。理事長は寄附行為第21条に定める事項について、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、令和4(2022)年度は5回の評議員会を召集・開催している。

監事及び評議員は寄附行為に基づいて適切に選任され、業務を遂行している。監事は監査報告を行うだけでなく、全ての理事会・評議員会に出席し、本法人が直面している課題について監事の所見を述べるなどしている。評議員会の役割は法令及び寄附行為を遵守したものであり、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスは有効に機能していると判断する。【資料5-3-3】～【資料5-3-6】

【エビデンス集】

【資料5-3-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 寄附行為」

【資料5-3-2】「東京福祉大学 組織運営規程」

【資料5-3-3】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」

【資料5-3-4】「評議員名簿」

【資料5-3-5】「評議員会 開催状況」

【資料5-3-6】「評議員会 議事録」

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

法人及び大学の管理運営については、寄附行為をはじめ諸規程を遵守し適切に運用されており、適正であると判断する。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしていない。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

第2期目となる「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度5ヵ年計画）」（以下、「中長期計画」という。）を策定し、中長期計画及び関係部門の意向を集約した「事業計画」及び「予算」は、毎年3月に行われている役員会において、評議員会への諮問を経て、理事会の承認を得て決定されている。中長期計画では、財務基盤の強化するために収入面の強化、支出面の圧縮を掲げており、収入面の強化の取り組みとして、入学定員充足による学生生徒等納付金の安定的収入、経常費補助金の安定的確保、寄付金等による収入の多様化を掲げている。また、支出面の圧縮の取り組みとしては、人件費において業務効率化、業務プロセス改善による適正な体制を再構築すること、支出においては聖域をつくらず、必要性を十分に確認し、強力に削減を進めること、予算進捗管理ツール使用により、予算や支出に対する意識を持った組織運営を進めることを掲げ、厳しい財務状況に鑑み、経常収支差額の黒字を安定的に生み出す支出構造に変革するとしている。

収入の大部分を占める学生生徒等納付金の安定的収入は法人全体の重要課題であり、入学定員確保に向けた広報活動を積極的に行っている。

支出面では、システムにより予算部署や業務内容ごとの実績管理が可能となり、戦略的な資源配分を可能とする予算編成の見直しを行っている。【資料5-4-1】 【資料5-4-2】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

法人全体の過去5年間（平成30年度から令和4年度）の資金収支における次年度繰越支払資金は、平成30(2018)年度の38億9千万円から令和4(2022)年度の9億3千万円と減少。事業活動収支における経常収支差額は平成30(2018)年度は3億9千万円のプラスであったが、令和元(2019)年度から令和4(2022)年度までの4年間は、経常収支差額はマイナス（令和4(2022)年度△7億6千万円）に落ち込んでいる。

次年度繰越支払資金減少、経常収支差額マイナスの大きな要因は、学生生徒等納付金収入の大幅な減少と経常費補助金のカットが大きな要因となっている。学生生徒等納付金収入は平成30(2018)年度の86億9千万円から令和4(2022)年度には55億円と大幅に減少している。本学は開学以来、入学志願者増に向けて教育内容や施設設備の充実のほか、入学試験制度の改善等にも積極的に取り組んできたが、社会的に18歳人口と大学進学者数の減少が加速している昨今、安定した財務基盤を確立させるためには、基本となる収入の大部分を占める学生生徒等納付金の確保が重要であるが、令和4(2022)年度には大学通学課程の学生数も減少に転じることとなった。入学定員充足に向けたさらなる方策の検討が必要となっている。【資料5-4-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-4-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 中長期計画（令和2年度～令和6年度5ヵ年計画）」

【資料5-4-2】 「令和4年度 資金収支計算書」

【資料5-4-3】 「令和4年度 事業活動収支計算書」

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、文部科学省が設定する経営指導強化指標（①「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス、②経常収支差額が直近 3 か年の決算で連続マイナス）に該当し、令和4(2022)年度の学校法人運営調査の実施対象となり、「集中経営指導法人」と判断され、現在、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保のため、実現可能な収入増加策・支出削減策を踏まえた「経営改善計画」を策定とその実現が急務となっている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」に準拠し、迅速かつ正確な処理を行っており、その内容は月次報告として経理責任者である事務局長を経て経理総括責任者である理事長に報告されている。経理担当者は文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団等の主催する経理担当者向けの外部研修会に参加し、会計処理を適切に行うよう努めている。

予算編成の見直しを進め戦略的な資源配分を可能とすべく、平成27(2015)年度に会計処理システムを変更し、予算部署や業務内容ごとの実績管理に努めている。【資料5-5-1】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、私立学校振興助成法に基づき、独立監査人の公認会計士2人と監査契約を締結し、公認会計士及び補助者数人による会計監査を定期的実施している。また、「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」に基づいて、監事2人による監事監査も定期的実施されている。決算前には公認会計士から監事への監査・決算状況の説明が行われ、必要に応じて公認会計士及び監事と協議連携し、会計処理の監査が実施されている。

【資料5-5-2】 【資料5-5-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料5-5-1】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 経理規程」

【資料5-5-2】 「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 監事監査規程」

【資料5-5-3】 「監査報告書」

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

経理担当者の会計処理に関わる業務向上を図るとともに、公認会計士及び監査による厳正な会計監査を今後も継続して実施していく。

【基準5の自己評価】

経理担当者は積極的に学校法人会計や実務に関わる研修会に参加し、会計処理の適正な実施は行なっている。公認会計士及び監事による監査体制は整備されており、会計監査は厳正に実施されている。

本学の財政状況については、中長期計画に財政基盤の強化についての計画を掲げ、計画実現に向けた財務運営を行っているが、令和元(2019)年度以降、経常収支差額はマイナスが続いている。令和4(2022)年度の収入のうち学生生徒等納付金比率が93.6%と収入の大部分を学生生徒等納付金に依存しているため、近年の学生数の減少による収入減により厳しい財務運営を余儀なくされている。学生数減少による学納金収入の大幅かつ急激な減少に見合った業務体制の適正化、経常経費支出の抑制も実現できておらず、今後、入学定員の確保による収入の安定化と経常費補助金の再交付を図りながら業務体制の再構築、経常支出削減を行っていく必要がある。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の内部質保証を担保するために「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」に則り、学長を委員長とし、副学長、研究科長、学部長、各学部及び各研究科から推薦された専任教員、事務局長、事務局各課所属長、その他学長が指名する教職員で構成する「自己点検・評価委員会」を設置し、第三者評価機関（公益財団法人日本高等教育評価機構）の定める評価基準に準じた自己点検・評価を実施している。具体的な自己点検・評価に関わる作業は自己点検・評価委員会の下部組織として、学長・事務局長を部会長として各学部・事務局各部署より選任された教職員で組織する作業部会を設置し、各基準別に担当者を割り当て機能的かつ効率的に自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価のポイントとしては「中長期計画」と「年次計画」の達成・進捗状況と第三者評価機関（公益財団法人日本高等教育評価機構）の定める評価項目に照らし合わせてエビデンスに基づいた点検・評価を行うことであり、その結果は「自己点検・評価報告書」から自己点検・評価委員会を通して最終的には理事会に報告され内部質保証の維持に繋がっている。

令和 6(2024)年度は本学にとって第 3 サイクルとなる「大学機関別認証評価」の受審を控えており、現在、作業部会による点検・評価が精力的に進められている。【資料 6-1-1】～【資料 6-1-6】

【エビデンス集・資料編】

【資料 6-1-1】「東京福祉大学 自己点検・評価委員会規程」

【資料 6-1-2】「大学ホームページ」（自己評価）

【資料 6-1-3】「東京福祉大学 学則」

【資料 6-1-4】「自己点検・評価委員会作業部会 メンバー表」

【資料 6-1-5】「自己点検・評価委員会 議事録」

【資料 6-1-6】「自己点検・評価報告書作成部会 議事録」

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は 3 年毎に自己点検・評価を実施することとしており、平成 29(2017)年度の認証評価の受審後は、令和元(2019)年度に短期大学部の認証評価受審を兼ねて自己点検・評価を行っている。現在、来年(2024)年度の認証評価の受審を控え、作業部会がエビデンスに基づく点検・評価を進めている。自己点検・評価の結果は最終的に理事会に報告されており、この内部質保証のために必要な組織の整備や責任体制は今後も適切に維持していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学は自己点検・評価を3年毎に実施することとしており、平成29(2017)年度に認証評価を受審した際に自己点検・評価を実施し、その2年後に併設する東京福祉大学短期大学の認証評価受審を兼ねて自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書として大学ホームページに掲載している。また、毎年度の財務状況や財産目録、貸借対照表、収支報告書、監査報告書、事業報告書等の運営状況についても大学ホームページに掲載しており大学の運営状況の経過を確認できるようになっている。

本学の教育理念の実現と内部質保証については、全学教務委員会がその重要な責務を担い、ファカルティ・ディベロップメント専門部会を統括し、FD研修会や教員相互による授業見学を実施するなどし本学の教育方針・授業方法の履行状況を点検・評価しその結果は、教員の資質・能力を向上させ教育効果を高める取り組みにフィードバックされている。このように本学は内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有は適切に行われていると判断する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学には学内の情報を統括・分析するIR(Institutional Research)組織が明確になっていないため、用途・目的に応じて必要なデータは関係する部署からその都度収集している。現状においては不効率であるが不都合は生じていない。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証のための自己点検・評価は自己点検・評価委員会の下部組織である作業部会が中心となり行い、その結果は学内にフィードバックされている。作業部会の作業において各部署よりデータを収集し分析を行っているが、効率的に作業を進めるために、今後、IR(Institutional Research)を統括する組織の整備を検討していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

令和2(2020)年に本学第2期となる「中長期計画(令和2(2020)年から令和6(2024)の5カ年計画)」を策定し、本学が目指すべき目標を定めている。この「中長期計画」を基に、

具体的な実施計画である「年次計画」を策定している。「年次計画」は年度途中と年度末にその進捗状況を点検・評価し、次年度の「年次計画」に反映する仕組みとなっている。本学の授業運営及び学修指導内容等の質保証については、教員相互による授業見学を行い、その点検・評価結果を授業の進め方や学習指導方法等の改善にフィードバックしている。学内の総合的な自己点検・評価は第三者評価機関（公益財団法人日本高等教育評価機構）の定める評価基準に準じて自己点検・評価が行われ学内にフィードバックされ PDCA サイクルの仕組みは整備され適切に機能している。

また、本学では内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みとして有効である各セメスターの終わりに実施していた学生への「授業評価アンケート調査」についてはコロナ禍を機に中断していたため、現在、再開を検討している。

【資料 6-3-1】

【エビデンス集・資料編】

【資料6-3-1】 「大学ホームページ」（基本情報公開）

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「中長期計画」及び「年次計画」の達成状況の確認、自己点検・評価の結果は適切に学内にフィードバックされ、内部質保証の維持されている。PDCA サイクルも適切に機能しており、今後もこの機能を適切に維持していく。

〔基準 6 の自己評価〕

内部質保証のための組織は整備され責任体制も確立している。定期的に自己点検・評価も実施されており、その結果は学内の質保証の維持・向上のためにフィードバックされており、大学全体の PDCA サイクルの仕組みも整備され適切に機能していると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

「Ⅰ 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等」で述べた本学の特色のうち、「基準 A. 就職・キャリア支援の充実」、「基準 B. 国際交流・留学生支援の充実」の2項目を大学の独自基準とし、各基準につき評価の視点を立て、現在の活動状況を調査し、自己点検・評価を行った。

基準 A. 就職・キャリア支援の充実

A-1. 就職・キャリア支援の有効性

A-1-① 就職・キャリア支援の体制

A-1-② 就職・キャリア支援の具体的取組

A-1-③ 就職・キャリア支援のための教員研修の実施

(1) A-1の自己判定

「基準項目A-1を満たしている。」

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 就職・キャリア支援の体制

就職・キャリア支援の体制として、本学は、学生への現場実習支援と就職活動支援に対する意識が高く、平成12(2000)年の開学時に「就職支援室（設置当時の名称は「就職指導室」）」を設置している。平成14(2002)年に「福祉専門職支援室（設置当時の名称は「実習指導室」、その後「福祉実習指導室」と改称し、さらに名称を変更し現名称）」を設置、平成22(2010)年1月には「教職課程支援室（設置当時の名称は「教員養成サポートセンター」）」を設置し、進路・就職・実習の専門分野における全学的な支援を行っている。この支援は在学中に国家試験や教員採用試験に合格できなかった卒業生に対しても行われ、就職支援室や教職課程支援室の利用が可能である。卒業した後も、就職試験・国家試験・教員採用試験についての情報提供・相談、面接対策や国家試験の模擬試験実施など、卒業後も合格するまで責任をもって支援を行っている。

授業編成に関しては、全学年次を通じて、科目名称は学部により異なるが「キャリア開発教育科目」として「キャリア基礎演習」「キャリア開発演習」等の科目をカリキュラムに組み込んでいる。これらの科目は、1-2年次では、大学での勉学に必要な基礎教養と広範な一般知識を身に付けるための講義、3年次以降は各専門分野の専門知識及び資質・能力を身に付けさせるための講義で編成されている。これらの一般教養や専門教養の受講は、成績によって足切りすることなく、学生のチャレンジしたいという気持ちを優先し、就職試験・国家試験・教員採用試験への受験を希望するすべての学生が、別に費用を負担することなく全員が受講できる。

A-1-② 就職・キャリア支援の具体的取組

就職・キャリア支援の具体的取組として、教務課に属する「就職支援室」「福祉専門職支援室」「教職課程支援室」の各支援室と、「全学教務委員会」の下部組織である「福祉

実習専門部会」「教育実習専門部会」「教養教育専門部会」「キャリア教育専門部会」とが相互に連携して支援計画を策定・実施している。また、実習・就職に関わる支援については、その実施状況も詳細に確認している。

授業に関しては、学生一人ひとりが納得のいく進路を選択し、社会に貢献できるような人材に育つよう、1年次から4年次までのカリキュラムの流れの中で、科目名称は学部により異なるが「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」を中心としたキャリアガイダンスを展開している。「キャリア基礎演習科目」「キャリア開発演習科目」の具体的な内容として、低学年次は「学習に対する基本的姿勢、公共心（良識）、表現力、自己分析能力、当該学科の専門分野の理解等を身につける」、高学年次になるに従って「職業に関しての多様な選択肢の理解をさせ、自己の冷静な分析（適性）によって職業についての認識を深める」よう配慮されている。

また、公務員・教員等の採用試験、社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士等の国家試験等を受験希望する学生を対象とした受験対策講座を開講しているほか、就職面接を想定した模擬面接の実施、学外企業・施設の人事採用担当者を招いての就職相談会の開催等、きめ細やかな取組を行っている。

A-1-③ 就職・キャリア支援のための教員研修の実施

本学では、変化の激しい先行き不透明な時代を生き抜く子どもたちに「生きる力」を身につけさせるために、学生参加型・対話型授業を実践している。学生全員が授業に参加し、教員と学生、あるいは学生同士が対話をしながら学び、情報交換をしながら助け合い、問題解決を目指す、いわゆるアクティブ・ラーニングを大学開学当初からどこよりもいち早く導入している。合わせて意見の発表やレポートを書く機会を多くもち、コミュニケーション能力の育成に努めている。このような学生参加型・対話型授業の充実に向け、教員同士が授業を教員同士が授業を見合い、改善点などを話し合っている。論文指導についても、自ら論文作成を行い指導力の向上に努めている。

また、全学年次を通じて、科目名称は学部により異なるが、カリキュラムに組み込まれている「キャリア開発教育科目」として「キャリア基礎演習」「キャリア開発演習」等の授業については専任教員が担当し、責任をもって指導している。この際の指導者の合言葉は創立者が創立当初より掲げている理念「できなかった子をできる子にする」であり、一人の取りこぼしもなく全員が満点をとることを目指している。そのために指導者は常に「学生が理解できないのは学生のせいではない、自らの教え方が悪いのだ」という意識をもって授業に臨んでいる。このような各種試験に対応した授業の充実に向け、過去問を分析しその傾向を考察したり、学生の実態を把握したりすることで、どのような指導を行えば学生にとって理解がしやすい授業になるか常に考え、指導力の向上に努めている。

【資料A-1-1】～【資料A-1-17】

【エビデンス集・資料編】

【資料 A-1-1】「学校法人茶屋四郎次郎記念学園 事務組織規則」

【資料 A-1-2】「2023 安心・安定の将来をつかんだ合格者」

【資料 A-1-3】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く福祉実習専門部会規程」

- 【資料 A-1-4】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教育実習専門部会規程」
- 【資料 A-1-5】「東京福祉大学 全学教務委員会に置く教養教育専門部会規程」
- 【資料 A-1-6】「東京福祉大学 全学教務委員会に置くキャリア教育専門部会規程」
- 【資料 A-1-7】「福祉実習専門部会議事録（2022 年度 全 2 回）」
- 【資料 A-1-8】「教育実習専門部会議事録（2022 年度 全 9 回）」
- 【資料 A-1-9】「教養教育専門部会議事録（2022 年度 全 2 回）」
- 【資料 A-1-10】「キャリア教育専門部会議事録（2022 年度） 全 1 回」
- 【資料 A-1-11】「2022 シラバス」
- 【資料 A-1-12】「就職の手引き 2023 年 3 月卒業予定者用」
- 【資料 A-1-13】「進路登録カード」
- 【資料 A-1-14】「過去の就職率の推移 令和 2 年～令和 4 年」
- 【資料 A-1-15】「公務員合格者数の推移 令和 2 年～令和 4 年」
- 【資料 A-1-16】「国家試験合格者数の推移 令和 2 年～令和 4 年」
- 【資料 A-1-17】「2022 年度東京福祉大学「ソーシャルワーク実習・精神保健福祉実習連絡会」質問及びアンケート（結果）」

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整備されており、就職支援室、教職課程支援室、福祉専門職支援室の各支援室は「中長期計画」に沿って業務を遂行している。

就職支援室は「卒業生には安定した就職」「学生の志望キャリアを尊重した進路指導」「一般職・公務員等あらたな就職先の開拓」をテーマとして目標を掲げている。近年、一般企業への就職希望者が増加傾向にあり、学内において一般企業の人事採用担当者を招いた「合同企業説明会」の開催を計画している。また、留学生の社会的・職業的自立に関する指導のために、留学生支援室を中心とした進学・授業相談や日常の幅広い生活支援のほか、卒業後の就職・進路に関わる指導・支援等に関しても適切な支援が行えるよう、公共職業安定所等の「外国人雇用促進センター」の紹介経験者を採用する等、就職・進路指導・支援等に関わる豊富な経験を持つ人材を登用し、留学生に特化した就職支援体制の整備と強化を行っていく。また、就職関係のデータベース管理についても、同窓会と連携し、卒業生自身の支援や卒業生の就職先へ就職を継承していけるようなシステム構築の検討を行っていく。

令和元(2019)年より新型コロナウイルス流行の影響により、ボランティアの派遣を行っていなかったが、令和4(2022)年度より徐々に派遣を再開している。

令和4(2022)年度は伊勢崎市が主体で実施している「大学生スマイルサポーター」（伊勢崎市内の幼稚園、小学校、中学校が対象）の取り組みに8名の学生が登録し、小学校及び幼稚園に学生を派遣した。取り組み内容は、教員の補助（教材作成、事務、宿題の添削など）や授業時間中に課題のある児童生徒の支援が中心である。

令和5(2023)年度は「大学生スマイルサポーター」に加え、新たな取り組みとして、伊勢崎市内の小学校で実施する「就学時健康診断」に学生をボランティアとして派遣することとなった。これにより養護教諭を目指す学生は、近年の子ども達の抱える多様な健康課題の理解と学校における保健教育や保健管理をする上での健康診断の役割の重要性を実際の就学時健康診断の現場で学び、健康教育に必要な指導力の基礎を学ぶことにもつながる。

また、本学は埼玉県と連携しており、埼玉県が令和4(2022)年度より新規事業として実施

している「彩の国かがやき教師塾（ベーシックコース）」に学生を派遣している。この事業は学校におけるボランティア体験をするもので、具体的な内容は学習指導の補助、学級担任の補助、学校行事の補助が主である。本学の実績としては令和4(2022)年度が1名、令和5(2023)年度は7名の学生を送り出している。

〔基準 A の自己評価〕

基準 A「就職・キャリア支援の充実」は、確実に進んでいると判断する。

本学独自の教育方法、充実したキャリア教育、国家試験対策等の成果は、令和 5(2023)年 3 月の卒業生では教員採用試験に 67 名、公務員試験に 49 名、さらには社会福祉士・精神保健福祉士国家試験では、東京福祉大学グループで 419 名というように、多くの合格者数に表れている。

就職関係のデータ管理について、現在は卒業時の個々の学生の住所、実習先や就職先をデータベースで管理しており、就職支援室、教職課程支援室、福祉専門職支援室で情報共有している。

本学は教育課程内外を通じての就職・キャリア支援に関する体制が整備されていると判断する。

基準 B. 国際交流・留学生支援の充実

B-1. 国際交流・留学生支援の有効性

B-1-① 国際交流・留学生支援の体制

B-1-② 国際交流・留学生支援の具体的取組

B-1-③ 国際交流・留学生の受入れと留学生の実績

(1) B-1の自己判定

「基準項目B-1を満たしている。」

(2) 事実の説明及び自己評価

B-1-① 国際交流・留学生支援の体制

本学は、建学の精神を「理論的・科学的的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材を育成する」とし、国際的な広い視野と他者への深い愛情と思いやり、未知の世界へチャレンジして切り開くフロンティア精神を持ち、柔軟で合理的な思考力による問題の発見・解決のための知識と技術を備え、理論的に・科学的能力と実践的能力を統合し社会に貢献することができる人材を育成している。平成21(2009)年に理事長より「留学生の受入れと国際交流の推進」が提唱されて以降、建学の精神に沿って本学は国際交流及び留学生支援体制を強化し、国際化のなかで国際交流及び留学生の確保に積極的に取り組んでいる。

留学生の受け入れについては、「Ⅱ. 沿革と概要」に示すように、平成23(2011)年度に国際交流センターを開設している。国際交流センターの機能と役割については次のとおりである。また、令和3(2021)年6月には、国際交流と留学生支援を目的とした「留学生のための東京福祉大学ガイド」を制作し広報している。

【国際交流センターの機能と役割】

- ①国際交流プログラムの推進
- ②海外教育機関との交流
- ②海外短期研修、留学の企画・運営
- ③交換留学生の受け入れ・派遣

国際交流センターの役割については、本学ホームページや大学案内 (Guide Book 2024) に掲載し、本学の国際交流の取り組みは学内外に配信されている。

また、留学生支援体制として「留学生教育センター」を設置し、英語や中国語などを母国語とする外国人留学生のために、英語や中国語で学生対応できる職員を配置している。この留学生教育センターでは、外国人留学生への教育・研究支援のほか、日本文化の理解と日本での生活にも早く慣れるように日本の慣習・文化・道德などの学修面の指導・支援を行っており、特に大学院の外国人留学生については、入学時に日本語レベル（読み、書き、話し、会話など）を審査し、大学院入学後、日本語履修や必要に応じて学部の専門科目履修を課している（例：社会福祉原論、社会保障論他）。ビザ更新等の生活に関わることについてはアカデミックアドバイザーのほか留学生支援室がサポートを行っている。

また、外国人留学生にはAACCカード（アカデミック・アドバイザー・コミュニケーション

ン・カード)を渡しアカデミックアドバイザーは、毎月、留学生との面談記録を留学生教育センターに提出する仕組みをとっている。これは、長期欠席や学生生活状況を適宜把握することで必要な支援に繋げていくためである。【資料B-1-1】

■アカデミック・アドバイザー・コミュニケーション・カード

アカデミックアドバイザーと外国人留学生との対面機会を増やすことで、学生の長期欠席や音信不通を未然に防ぎ、早期に学業に戻すことを目的としている。

【留学生教育センターの機能と役割】

- ①外国人留学生に対する日本文化・日本事情等への適応を促す指導助言、教育および研究指導に関すること。
- ②外国人留学生に対する教育課程の編成に関すること。
- ③外国人留学生と日本人学生との交流促進に関すること。
- ④その他センターの目的を達成するための必要な一切の業務

B-1-② 国際交流・留学生支援の具体的取組

東京福祉大学は、開学時より異文化を受け入れ、学ぼうとする意志を持つ「国際人」を育てるため、海外研修や留学生の受け入れを積極的に実施し、グローバル人材を養成することで、国際的な社会貢献を目指している。外国人留学生への支援のほかに、国際化・グローバル化の波の中で国際交流を積極的に推進するため、海外の大学・高等教育機関、自治体等との協定締結、学生の海外留学、海外の大学・研究機関からの学生・研究員の受入れ等の仕組みと体制を、国際交流センター及び留学生教育センターが中心となって取り組んでいる。

令和5(2023)年5月時点で海外の大学・高等教育機関、自治体等との協定先は40か所を超えており、国別内訳では、中国23か所、台湾8か所、ベトナム5か所、韓国2か所、カンボジア1か所、モンゴル1か所となっている。

【海外との大学・学院など自治体との協定先及び協定日（※留学中学費免除）】

【中国】	大学	瀋陽師範大学*	2016/8/1	
	大学	洛陽師範学院	2015/12/22	
	大学	揚州大学*	2015/12/3	
	大学	天津科技大学*	2011/6/11	
	大学	大連科技学院	2011/6/8	
	大学	青島濱海学院*	2010/6/16	
	大専	北京社会管理職業学院	2010/5/17	
	大学	海南師範大学	2006/2/10	
	大専	上海師範大学旅遊学院（上海旅遊高等専門学校）	2005/9/22	
	大学	安徽三聯学院	2015/10/6	
	大学	内モンゴル大学	2015/12/10	
	大学	東北師範大学人文学院*	2016/4/1	

東京福祉大学

	自治体	無錫市民生局	2015/12/11
	中専	青島経済技術開発区職業中等専業学校	2016/4/1
	大学	桂林電子科技大学国際学院	2016/6/27
	大学	黄河科技学院＊	2016/7/4
	高校	温州市越秀学校	2016/7/16
	大学	無錫太湖学院	2016/8/5
	大学	遼寧對外經貿学院	2016/8/30
	大学	長春中医薬大学＊	2016/10/10
	大学	安徽師範大学＊	2017/2/10
	専科学校	無錫城市職業技術学院	2017/2/10
	大専	山東外事翻訳職業学院	2017/4/10
	専科学校	秦皇島職業技術学院	2017/5/22
【韓国】	大学	カトリック大学校	2011/4/27
	大学	京東大学校	2006/6/29
【台湾】	大学	台湾首府大学＊	2013/5/31
	大学	国立高雄大学＊	2011/10/31
	大学	私立義守大学＊	2011/2/25
	大学	台湾国立高雄第一科技大学	2015/5/14
	大学	真理大学＊	2016/5/23
	高校	上海台商子女學校	2015/8/8
	高校	高雄高級商業職業中学	2015/5/14
	高校	私立正義高級中学	2015/5/14
【ベトナム】	大学	ハノイ経営工科大学	2011/12/21
	大学	貿易大学	2011/12/21
	大学	市立ホーチミン師範大学	2011/3/2
	大学	私立ドンガ大学	2011/3/1
	大学	国立ダナン大学	2011/2/28
【カンボジア】	大学	メコン大学	2013/3/1
【モンゴル】	大学	オルホン大学	2015/10/13

学生の海外留学については開学時よりアメリカのニューヨーク・フォーダム大学、ボストン・ハーバード大学への短期留学（以下、「アメリカ夏期短期研修」という。）を実施している。アメリカ夏期短期研修では、アメリカの病院や医療・福祉・教育施設の見学、医療系や福祉系の大学院授業による特別講義の受講など、保健・医療・福祉・教育分野に精通するプログラムが組まれている。帰国後には、参加した学生の主体的取り組みとして、アメリカ夏期短期研修報告会を行っており、単位認定もされている。

アメリカ夏期短期研修の参加者は、平成28(2016)年度は31人、平成29(2017)年度は22人、平成30(2018)年度は35人、令和元(2019)年度は51人、令和4(2022)年度は19人の学生が参加している。なお、コロナ禍以前はベトナム冬期短期留学、韓国秋期短期留学なども実施していたが渡航費用の高騰もあり現在は中断している。

外国人留学生の日本での生活支援については、市役所・行政機関等での諸手続き、アルバイトの紹介、住居探しなどをサポートし、勉強・研究に専念できる環境づくりをサポートしている。また、留学生日本語別科の外国人留学生と日本人学生の交流を活発にする活動が学生間で実施されている。外国人留学生と日本人学生とが会食をしながら七夕などの季節の行事を楽しむランチ交流会を開催するなど、外国人留学生と日本人学生との交流の機会を設け、日本人学生が外国人留学生の異文化交流が活発となるよう工夫している。また、学内には、コミュニケーションアワーを設け、英語による留学生の母国紹介やレクリエーション、ハロウィン、クリスマスなどの季節ごとのイベントや日本文化の紹介など日本人学生と留学生との交流を図る場を設けている。また、外国人留学生も日本人学生と同様にオープンキャンパスに参加し、高校生へ学科の魅力や資格取得などを説明することをおして、高校生と交流する機会を設けている。

本学では、カリキュラムの中で国際交流・多文化共生を取り入れており「教育学部教育学科 国際教育専攻 国際教育コース」では、国際的なカリキュラムを通じて、教育現場のグローバル化に対応できる教員の養成を目指している。

「教育学部教育学科 国際教育専攻 国際教育コース」の特徴は「多文化理解」「多文化共生」「海外教育事情」などの国際的学修を行うカリキュラムで国際理解力を高めることである。また、本学と交換留学協定を締結した大学では、留学中の学費が免除されている。【資料B-1-2】

B-1-③ 国際交流・留学生の受入れと留学生の実績

本学は、伊勢崎キャンパス、池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパスの4キャンパスを有しており、それぞれのキャンパスに留学生が在籍している。その留学生の受け入れ人数、卒業者、退学者、中退者について、過去7年間(2016～2022)の実績は下記のとおりである。

学部留学生では、伊勢崎キャンパス、池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパス7年間合計で1,248人(2016年度60人、2017年度99人、2018年度138人、2019年度173人、2020年度212人、2021年度262人、2022年度304人)の学生が卒業している。

大学院留学生では、伊勢崎キャンパス、池袋キャンパス、王子キャンパス、名古屋キャンパス7年間合計で266人(2016年度20人、2017年度41人、2018年度34人、2019年度33人、2020年度20人、2021年度47人、2022年度71人)の学生が修了している。

留学生の受け入れ(入学)については、本学の広報活動及び学部・大学院卒業生の実績から受験生は年々増えてきている。【資料B-1-3】

【エビデンス集・資料編】

【資料 B-1-1】「留学生のための東京福祉大学ガイド 2021.6.3」

【資料 B-1-2】「アメリカ夏期短期研修・スケジュール、参加者一覧」

【資料 B-1-3】「留学生数・卒業者・大学院修了生(2016～2022)」

【資料 B-1-4】「大学ホームページ」(留学生募集)

【資料 B-1-5】「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター規程」

【資料 B-1-6】「東京福祉大学・東京福祉大学短期大学部 国際交流センター運営委員会規

程」

【資料 B-1-7】「大学ホームページ」(国際交流)

【資料 B-1-8】「Voyage～大海へ～」2022 年 8 月 第 39 号」

(3) 基準B-1の改善・向上方策(将来計画)

本学は建学の精神、教育理念・使命に基づいて、国際交流・海外研修・留学生支援を推進している。こうした国際交流・海外研修・留学生支援のために、平成23(2011年)に国際交流センターが整備されたことで国際交流・留学生支援は飛躍的に発展することとなり、現代のグローバル化、ダイバーシティ、SDGsの国際的な流れのなかで、本学の教育目的及びその理念は確実に実現されてきたといえる。今後、多様な学びを国際社会のなかで実践するために、本学に入学を希望する外国人留学生が現地でもオンラインで受験、授業を受講できるような仕組みづくりや、外国人留学生の日本語能力検定の受験サポートの強化や外国人留学生が日本国内で就職する場合や帰国してからの現地で就職する場合に就職先の紹介できるよう外国人留学生の就労支援等も充実させていく。また、海外の著名な研究者の招へいや、本学の教員と海外の大学の教員との人事交流、学生の長期留学の為の経済的支援体制と教学上の単位互換制度など、今後さらに国際交流も推進していきたいと考えている。

【基準 B の自己評価】

上記のとおり、本学は基準 B「国際交流・留学生支援の充実」については基準を満たしていると自己評価する。

前回、平成 29(2017)年度に受審した認証評価から、国際交流・留学生支援は発展・推進している。これは、本学の「建学の精神」「基本理念」である、理論的・科学的能力と実践的能力を統合し、柔軟な思考力と問題発見・解決能力のある人材と国際性を身に付け、世界をリードする優秀な人材を輩出することへの具現化された取り組みであり、これまで多くの留学生を受け入れてきたが、新型コロナウイルス感染症の流行下（以下、「コロナ禍」という。）により、留学生の受け入れや国際交流の取り組みは一時停滞せざるを得なかった。昨年度より留学生の募集活動や学生のアメリカ夏期短期研修は再開し、徐々にコロナ禍以前の東京福祉大学に戻りつつある。

今後も国際交流センター、留学生教育センターを中心に、アカデミックアドバイザー、教務委員会、学生委員会、留学生支援室等が連携した全学的な国際交流・留学生支援の取り組み成果を大学ホームページ等を通じてリアルタイムで世界に配信していく。

V. 特記事項

本学では、東京福祉大学の創立者である中島恒雄先生の次の2編の著書をテキストにして、4 キャンパスの全教職員が参加して毎週木曜日の全体ミーティングの時間に本学の建学の精神や教育理念、本学の授業方法についてのFD研修会を行っている。

『新・21世紀の大学教育改革（改訂版） 創立者が語る東京福祉大学・大学院の挑戦』（中島恒雄（著）・2023年ミネルヴァ書房（発行））

- I 章 21世紀に望まれる大学教育とは
- II 章 アメリカの教育者の考え
- III 章 日本人の知らないアメリカの教育の特色
- IV 章 アメリカ人にとって「博士」とは何か
- V 章 学生の力を伸ばすために
- VI 章 英語的思考法
- VII 章 日本の教育現場には意識の変革が必要
- VIII 章 日本の大学院の実態、IX 章 教育の成果、

『新・できなかった子をできる子にするのが教育 私の体験的教育論』（中島恒雄（著）・2007年ミネルヴァ書房（発行））

- I 章 日本の教育現場には意識の変革が必要
- II 章 できなかった子（生徒）をできる子（生徒）にする
- III 章 大学教育は充実し変わらなければならない
- IV 章 私の信念「勉強のできない生徒はいない」
- V 章 「学生はお客さま」という意識が重要
- VI 章 教師の意識も変わらなければならない

このFD研修会は全体進行をFD専門部会が行っており、コロナ禍以前は伊勢崎キャンパスに全教職員が集まって開催していたが、コロナ禍以降はオンラインで開催されている。このFD研修会は全教職員の参加が義務づけられており、FD研修会では毎回、テキスト著書の20頁ほどの課題範囲を読み、その感想を1,000字ほどのレポートにして翌週の月曜日までに提出することになっている。このFD研修会では本学の教育理念や教育方法を学ぶほか、毎回、読んで・書くことを通して洞察力・表現力を養い、本学の教職員としての能力や資質の向上を目指している。また、この著書の内容をよく理解し、それに対する自分の見解を述べることにより、教員は学生にわかりやすい授業を行うための実践力を向上させたり、職員は大学全体の適切な運営について学んだりすることができるようになる。なお、優れたレポートは大学ホームページでも紹介されている。

毎週毎回、レポートを提出することは、教職員にとって過重な仕事ではあるが、東京福祉大学のさらなる発展のためには、このようなFD研修会を通して本学の教育理念や教育方法を学び、東京福祉大学の教職員としての能力や資質を向上させることが必須である。そして実際にこのことが教育の質保証の向上に繋がっており、また、教職員個々人の成長にも現れている。そして、それ以上に学生に対してよい影響を与えている。